明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十一年七月十五日

○第百四十五回国会 衆議院会議録 第四十六号

平成十一年七月十五日（木曜日）

議事日程　第三十五号
平成十一年七月十五日
午後五時開議
第一　地方公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第二　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第三　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○本日の会議に付した案件
懲罰委員長の選挙
平成十一年度一般会計補正予算（第1号）
平成十一年度特別会計補正予算（特第1号）
日程第一　地方公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第二　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第三　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）
国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

午後五時二分開議

○議長（伊藤宗一郎君）　これより会議を開きます。

懲罰委員長の選挙

○議長（伊藤宗一郎君）　懲罰委員長が欠員となっておりますので、この際、懲罰委員長の選挙を行います。

○岸田文雄君　懲罰委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長（伊藤宗一郎君）　岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤宗一郎君）　御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、懲罰委員長に池端清一君を指名いたします。

〔拍手〕

○岸田文雄君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

平成十一年度一般会計補正予算（第1号）、平成十一年度特別会計補正予算（特第1号）、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（伊藤宗一郎君）　岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤宗一郎君）　御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

平成十一年度一般会計補正予算（第1号）
平成十一年度特別会計補正予算（特第1号）

○議長（伊藤宗一郎君）　平成十一年度一般会計補正予算（第1号）、平成十一年度特別会計補正予算（特第1号）、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長中山正暉君。

平成十一年度一般会計補正予算（第1号）及び同報告書
平成十一年度特別会計補正予算（特第1号）及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔中山正暉君登壇〕

○中山正暉君　ただいま議題となりました平成十一年度一般会計補正予算（第1号）及び同特別会計補正予算（特第1号）につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算二案は、去る七月八日本委員会に付託され、七月十三日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十四日及び本十五日質疑を行い、本日討論、採決を行ったものであります。

まず、補正予算の概要について申し上げます。

一般会計予算については、去る六月十一日決定された緊急雇用対策を実施するため、歳出において、新規・成長分野雇用創出推進事業費、中高年求職者再就職推進等事業費、緊急雇用・就業機会創出特別対策費、少子化対策臨時特例交付金等、高齢者就業支援等対策費、人材資源活性化事業費について所要額を追加計上するほか、予備費の減額を行うこととといたしております。

また、歳入において、官業益金及び官業収入の減収を見込む一方、前年度剰余金の受け入れを行うこととといたしております。

この結果、補正後の平成十一年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し歳出歳入とも三千六百九十八億円増加して、八十二兆二千二百九十九億円となります。

特別会計予算については、印刷局特別会計及び労働保険特別会計において所要の補正を行うことといたしております。

次に、質疑のうち、主なものについて申し上げますと、補正予算による緊急雇用対策の実効性、今後の経済見通し、二次補正予算の見通し、公共事業等予備費のあり方、介護保険制度への対応、政党間の連立をめぐる諸問題、その他、当面の国政の重要課題について論議が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、本日、質疑終局後、民主党から、平成十一年度補正予算二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、小林守君から趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算二案及び動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党及び自由党を代表して北村直人君から政府原案に賛成、動議に反対、民主党を代表して吉田治君から動議に賛成、政府原案に反対、公明党・改革クラブを代表して大野由利子君から政府原案に賛成、動議に反対、日本共産党を代表して春名直章君から政府原案及び動議に反対、社会民主党・市民連合を代表して濱田健一君から政府原案及び動議に反対の意見が述べられました。

討論終局後、採決の結果、動議は否決され、平成十一年度補正予算二案はいずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　平成十一年度一般会計補正予算（第1号）外一案に対しては、鹿野道彦君外四名から、両案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

この際、その趣旨弁明を許します。池田元久君。

平成十一年度一般会計補正予算（第1号）及び平成十一年度特別会計補正予算（特第1号）につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

〔本号末尾に掲載〕

〔池田元久君登壇〕

○池田元久君　私は、民主党を代表して、平成十一年度補正予算二案について、政府に撤回のうえ編成替えを求める動議について、趣旨の説明をいたします。

まず、補正予算の組み替えを求める理由について申し上げます。

日本経済は長期の不況に陥り、深刻な雇用不安が続いております。ことしの一―三月の国内総生産は六期ぶりのプラス成長となりましたが、公共事業の大盤振る舞いや、異常な低金利政策によって達成されたものでありまして、実態はもっと厳しいという国民の声とはかけ離れております。そして、年度後半に再び景気が失速する可能性が高いと多くのエコノミストが指摘をしております。

民主党は、十一年度当初予算の段階から、未来への不安を解消し、将来の構造改革につながる予算を組むべきであると主張してまいりましたが、政府は、聞く耳を持たず、従来型の利権誘導を優先したばらまき手法をとり、当初予算を成立させました。この予算は、ビジョンや哲学、理念を欠き、行政改革や経済構造改革を後退させるものと言って過言ではありません。

今回、政府は国会に補正予算を提出いたしましたが、本予算執行後、わずか三カ月余りで補正予算を組まざるを得なくなったことは、政府・与党の財政経済運営の大きなぶれと、目先のことすら見通せない政策形成能力の欠如を浮き彫りにいたしました。政府提出の補正予算は、委員会で指摘されましたように、効果も全くはっきりしない、その場しのぎのばらまき対策に終始をしております。また、借金漬けの我が国の財政を立て直す見通しも一切明らかにしておりません。

以上の点に基づけば、政府補正予算を原案のまま成立させることは、経済と財政の構造改革に逆行するものと言わなければなりません。民主党は、経済危機、雇用不安を解消し、中長期的に日本経済をプラス成長軌道に乗せるために、平成十一年度補正予算を抜本的に組み替えるべきだという結論に達し、動議を提出することにいたしました。（拍手）

次に、予算組み替えの重点事項について説明をいたします。

私たちは、以下の五つの柱から成る総額およそ一兆円規模の補正予算を編成するように提言をいたします。

第一の柱は、雇用の創出です。

福祉、環境、住宅、情報通信関連など、新しい分野における雇用の創出と定着を図る事業の実施を求めます。介護保険制度を来年四月から円滑に始めるために、在宅サービス等介護基盤の充実を図る必要があり、特にホームヘルパーについて、新ゴールドプランの目標値十七万人を少なくとも三十万人にふやすべきだと思います。また、緊急の少子化対策として、都市部における保育所待機児童四万人を解消するため、保育士の増員を図り、共働き夫婦から要望のある学童保育事業や延長保育、休日保育等の大幅な拡充を図るべきです。

第二の柱は、求職支援策の拡充です。

民間との連携を強化し、すべての求職者にきめ細かい相談、助言のサービスが提供できるように、カウンセリング機能の拡充を求めます。また、就職できない大学卒業生に対して、職業訓練、職場実地訓練の機会を提供するべきです。

第三の柱は、新しい起業家支援策の実施です。

実効あるエンゼル税制の確立、ストックオプション税制の拡充などにより、ベンチャー支援税制を抜本的に強化することを提言いたします。また、ハイテク技術を持つ中小企業に対する段階的支援制度の確立、女性起業家への徹底支援、技術系の国立大学等の教員の民間企業などとの役員兼務の解禁などに取り組むべきだと考えております。これらの施策を推進するために、民主党としては、関係法案を既に国会に提出いたしております。

第四の柱は、ＮＰＯの基盤強化です。

ＮＰＯの自発的な発展によって、福祉、教育、環境保全、地域開発など、幅広い分野において新たな雇用増が期待されます。このため、ＮＰＯの自発的な発展を支援するために、ＮＰＯ支援税制を確立するとともに、ＮＰＯ人材育成プログラムを策定し、ＮＰＯの経営に係る人材の研修費を助成すべきだと考えております。

第五の柱は、財源対策及び財政再建の道筋の確立です。

公共事業予備費五千億円の一般財源化、平成十年度剰余金の活用、平成十一年度当初予算の予備費削減などにより、およそ一兆円の補正予算の財源を賄うことを提言いたします。また、国有財産の売却、毎年改定する中期経済・財政見通しの策定、行政経費の削減とアウトソーシングの徹底など、新しい施策に取り組み、硬直的な財政構造改革法にかわる中長期的な財政再建の道筋を確立すべきだと考えます。

以上が、動議の概要です。

議員各位におかれましては、本動議の趣旨を御理解いただきまして、御賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　これより、補正予算二案に対する討論と、動議に対する討論とを一括して行います。順次これを許します。臼井日出男君。

〔臼井日出男君登壇〕

○臼井日出男君　私は、自由民主党、自由党を代表して、ただいま議題となっております平成十一年度補正予算（第1号）及び（特第1号）二案に対し、賛成の討論を行うものであります。（拍手）

我が国経済は、民間需要の回復力が弱く、厳し

い状況にありますが、各種の政策効果が浸透し、このところ、やや改善しているように見受けられます。こうした我が国経済の回復に向けた動きをより力強いものとし、現在喫緊の課題となっている雇用不安の払拭を図るとともに、それを我が国経済の再生に結びつけるため、政府は、六月十一日に、緊急雇用対策及び産業力強化対策を決定したところであります。今回の補正予算は、この緊急雇用対策に盛り込まれた施策を実施するための裏づけをなす、まことに重要なものであります。

現在、雇用失業情勢は、戦後の混乱期を除き、最も厳しい状況にあり、雇用への不安が我が国経済社会全体に暗い影を投げかけている中で、雇用問題への対応は、目下の我が国の緊急の課題であります。我々に課せられた責務は、こうした課題に対して有効な対策を講じ、各年齢層、各分野に気力あふれる人材が活躍する、活力ある日本を取り戻すことであります。

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

賛成の第一の理由は、今回の補正予算は、先般決定された緊急雇用対策のために必要な対策を実施するためのものであり、その意味で、緊急かつ真に必要な経費等を内容としていることであります。

今回の緊急雇用対策においては、これまで政府が実施している雇用活性化総合プランにおける各般の取り組みをさらに拡充、推進し、厳しさを増している雇用失業情勢の影響を特に受けている中高年の非自発的失業者に焦点を当てつつ、雇用・就業機会の増大策を実施することといたしております。

今回の補正予算においては、これらの施策を実施するため、具体的には、新規・成長十五分野を中心に雇用創出の推進を図るために必要な経費として新規・成長分野雇用創出推進事業費、中高年非自発的離職者の就職の促進等に必要な経費として中高年求職者再就職推進等事業費、国、地方公共団体において臨時応急の措置として雇用・就業機会の創出を図るために必要な経費として緊急雇用・就業機会創出特別対策事業費、地域における少子化対策の一層の普及促進を図るとともに雇用・就業機会の創出を図るために必要な経費として少子化対策臨時特例交付金等、高齢失業者に対する新たな臨時的、短期的就業機会の開拓、提供等に必要な経費として高齢者就業支援等対策費及び人材の就業能力の向上のために必要な経費として人材資源活性化事業費等が盛り込まれております。

これらの施策により、新規・成長分野における雇用創出の推進策において十五万人規模、公的分野における臨時応急の雇用創出策において三十万人規模、新たに創設される人材移動特別助成金において七万人規模の雇用機会が創出され、また、今回地域ブロック発動要件の緩和を予定している緊急雇用創出特別基金において二十万人規模を対象とする受け皿が用意されており、これらを合わせると七十万人を上回る規模の雇用・就業機会の増大が見込まれます。

賛成の第二の理由は、今回の補正予算については、公債の発行によらず所要額を確保しているということであります。

我が国財政が極めて厳しい現況にある中で、今回の補正予算においては、平成十年度の決算上の純剰余金の二分の一の範囲内で約三千七百億円を計上するとともに、予備費を千五百億円取り崩すことにより、公債の発行によらず所要額を確保しております。

以上、賛成理由を申し述べましたが、私は、本補正予算がこのように必要かつ不可欠なものであるとして、賛成の意を表するものであります。本補正予算に盛り込まれた諸施策は、現在当面する緊急課題となっている雇用不安を払拭し、我が国経済の抜本的な体質強化に資するものであり、そのためにも本補正予算の速やかな成立を期するものであります。

なお、民主党提案の十一年度補正予算に対する組み替え要求については、見解を異にするため反対の旨を申し上げ、討論を終わります。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　肥田美代子君。

（肥田美代子君登壇）

○肥田美代子君　私は、民主党を代表して、ただいま議題となっております平成十一年度補正予算二案に反対し、民主党提出の組み替え動議に賛成の立場から討論いたします。（拍手）

第百四十五通常国会は、五十七日間もの長期延長国会となりました。それにもかかわらず、平成十一年度補正予算案の予算委員会審議は、七月十四、十五のたった二日間をもって終わり、採決されました。

小渕内閣は、数の力に頼って、怖いものなしとばかりに、急げや急げで、この補正予算を成立させようとしております。平成十一年度予算成立後、わずか三カ月で補正を組まざるを得なくなった事実と、早くも秋の第二次補正が取りざたされている現実は、当初予算のみならず、この補正予算案までもが重大な欠陥を持つ予算であることを示しております。

見通しが甘く、何の先見性もないまま国の予算を扱う小渕内閣の責任は極めて重大です。それにもかかわらず、小渕内閣には予算編成の誤りに対する認識と反省が欠けております。私は、まずそのことを指摘しておきたいと思います。

今回の補正予算案が十分な市場調査の上に立って、考えに考えを重ねたものであるならば、前向きに受けとめることもできましょう。しかし、本日までの予算委員会審議の過程では、まず予算額ありきで、そこから計数を査定するというやっつけ作業で編成したものであることが明らかになりました。

例えば、緊急地域雇用特別交付金の対象となる事業例の中では、小中高等学校へのコンピューター技術者や語学の知識を持つ者などを派遣することが提示されております。しかし、求職者の中でこれに応じることのできる人たちはどのくらいいるのか、また、受け入れることのできる学校はどのくらいあるのか、そうした基本的なことは何も示されておりません。

学校職員のように、将来にわたって社会的ニーズが高く、腰を落ちつけて子供とつき合わなければならない仕事を、一時的な雇用の受け皿にすることは、まさに場当たり的対策の見本と言えましょう。教育は我が国の未来を決定します。崇高な教育にかかわる学校職員をふやすのであれば、しっかりとした教育の将来像と、あるべき学校の未来図を描き、安定した雇用関係のもとで、二十一世紀を担う教育者として養成しなければなりません。

補正予算案に見る緊急少子化対策に関しても、同じことが言えます。我が国の合計特殊出生率は急速に低下し、人口を長期的に維持するために必要な水準を大幅に下回る状況となっております。

少子社会の抱える問題は、これまでの固定的な男女の役割分業や雇用慣行の見直し、男女共同参画社会の実現など、社会全体の構造改革と深く関連しております。国際的に見れば、女性の働く環境が整っている国ほど子供の生まれる率が高いという傾向が出ており、育児と仕事の両立を可能とする社会システムの整備が、政治の責任として問われております。

しかし、補正予算案は、少子社会における子育て理念や社会ビジョンを明確にしないまま、駅前保育ステーションの設置、幼稚園の預かり保育、保育ママの支援など、まるでおもちゃ箱をひっくり返したような事業例を思いつくままに羅列しております。子供は個性豊かな人間であって、コインロッカーに預ける手荷物や小荷物ではありません。私は、子供たちを一時しのぎの見識なきばらまき予算の対象とすることに対して、大きな怒りを感じております。（拍手）

もし、子供と親が直面した緊急な課題を政治の力で解決するというのであれば、保育所の拡充はもとより、入所ができずじっと自分の順番を待っ

ている四万人の子供たちを入所させる政策こそ急ぐべきであります。さらには、学童保育事業や延長保育、休日保育の拡充など、共働きの人たちの強い要望にこたえることこそ緊急な課題ではありませんか。私は、今回の補正予算に対して、子供や教育を雇用対策や景気対策の道具に使っているのではないかという疑念さえ持たざるを得ません。

民主党は、政府の補正予算案に対して組み替え動議を提出いたしました。この組み替え動議は、予算額を一兆円規模とし、二十一世紀を展望して、福祉、環境、住宅、情報関連分野における雇用の創出と定着を目指しております。さらに、新しい雇用を生み出すために、エンゼル税制の拡充、女性起業家への徹底支援、ベンチャー企業の育成、中小企業活性化のための新しい制度づくりなどを提唱するとともに、今日の経済危機や雇用不安を解消するためには、めり張りのきいた財政出動が必要であると主張しております。

私たち民主党の組み替え動議は、質、量ともに極めて不十分な政府提出の補正予算案とは違って、経済や社会の構造改革につながる内容を盛り込んでおります。

今ここにある経済危機と雇用不安は、政府の失政によってもたらされました。その結果、昨年一年間の自殺者は三万人を超え、中でも、経済や生活問題による自殺者は七〇％に達しております。これは、みずからの意思に反して職を失うことは、人間の尊厳さえもが奪い取られるという厳然たる事実を私たちに突きつけております。私が今この演壇に立っているこの瞬間にも、生きることに絶望した人が日本のどこかで、みずからの命を絶つ最後の決断をしているかもしれないと思うとき、私は、政治の重い責任を痛感いたします。

今回の補正予算は、子供の尊厳を守り、国民が目の当たりにしている切実な状況に対して、真剣にこたえる内容になっておりません。私は、そのことに強い怒りを感じます。

私は、国民の痛みを共有できないまま編成された政府提出の補正予算案に反対の意思を表明し、他方、民主党提出の組み替え動議には賛成であることを申し上げ、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　木島日出夫君。

〔木島日出夫君登壇〕

○木島日出夫君　私は、日本共産党を代表して、一九九九年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算に対し、反対の討論を行います。（拍手）

反対理由の第一は、緊急雇用対策として提出された本補正予算案が、完全失業者三百三十四万人、完全失業率四・六％という戦後最悪の深刻な失業状況をもたらし、大きな社会不安を招いている最大の原因である大企業のリストラ、人減らしや異常な長時間過密労働の規制に対して全く無策であり、逆に、これを歓迎し、促進し、援助する小渕内閣の産業競争力再生政策と不可分一体のものとなっているということであります。

東京商工リサーチの調査でも、この三年間で、東証一部上場企業だけで五十一万人が削減され、その間、完全失業者は三十八万人ふえているというこの事実が示すように、大企業によるリストラ、人減らしの横行が、深刻な雇用喪失の根源であることは明白であります。ところが、小渕内閣の雇用対策には、この肝心かなめの対策は全くありません。

その理由は明白です。小渕内閣の産業競争力会議に参加する財界代表の発言、例えば今井敬新日鉄社長、経団連会長、企業に必要以上の労働力を抱えたままでは大競争に勝てない。牛尾治朗ウシオ電機会長、経済同友会代表幹事、雇用は放出するという方向にならざるを得ない。奥田碩トヨタ自動車社長、失業率が五％を超えるのは必須、政府はどう対応するかを国民に示すべきだ。これらに明らかなように、小渕内閣の雇用、経済政策が、こうした大企業、財界の要求のみを代弁するものになっているからであります。

労働者の雇用を大切にせずに、経済の回復、発展も産業再生もあり得ないことは明らかです。政府自身、労働白書で、失業率は一たん上昇すると下がりにくい性格を持っていることを考えると、一時的にではあっても大幅な上昇を容認することには問題があると指摘しているのです。

財界、大企業が言うように、現下の我が国は過剰雇用の状態などでは断じてありません。職場では、労働者は過剰どころか、ぎりぎりの人員に絞られ、仕事の密度は強まり、長時間労働に追われているのが実態です。日本の労働者は、ドイツやフランスの労働者に比べて、年間三ないし四百時間も労働時間が長く、しかも、サービス残業が年間二百七十五時間もあると推定されています。社会経済生産性本部の試算でも明らかなように、こうした残業をゼロにするだけで二百六十万人の雇用が生まれ、違法なサービス残業の解消で九十万人の雇用が必要となるのです。

このような大企業の身勝手なリストラ解雇を規制し、失業の拡大を抑えることを深刻な雇用情勢を打開する基本に据え、その上で、残業等の規制により、新しい雇用を創出することが今緊急な課題であります。（拍手）

反対理由の第二は、総額五千百九十八億円に上る本補正予算案の掲げる雇用対策では、政府が看板に掲げる七十万人以上の雇用創出達成の保障は何もなく、雇用創出は絵にかいたもちでしかないことです。

対策の一つに、昨年十一月に、一九九八年度第三次補正予算として創設した緊急雇用創出特別基金六百億円に九百億円を積み増しするものがあります。新規・成長の十五分野で中高年の非自発的失業者等を前倒し雇用する企業に対し奨励金を支給するというものです。しかし、これが発動された沖縄での雇用創出は、五カ月間でわずかに三十二人にすぎませんでした。逆に、この間、失業者は全国で五十万人も増加しているのです。これでは、政府が見込むこの施策での三十五万人の雇用創出の保障はどこにもないことは明白です。

二千億円の緊急地域雇用特別交付金は、一両年を限度とする施策であり、また、二千三億円の少子化対策臨時特例交付金は、わずか単年度の施策です。このような極めて短期の施策で、現在の深刻な失業状況を打開し、安定的な雇用拡大を期待することなど到底できるものではありません。

今、雇用対策として緊急に重要なことは、国民生活につながる自治体での雇用問題に正面から取り組むことです。介護が必要なすべての高齢者にサービスを提供するための二十五万人のホームヘルパーを生み出すこと、三十人学級実現のための十万人の教員の増員、消防基準よりも六万人も不足する消防職員の確保、そして、四万人を超える保育所待機児童の解消のための保育士の大幅な増員等が急務であります。

日本共産党は、大企業のリストラ解雇規制、サービス残業、長時間労働の規制、介護、教育、防災など必要な公的分野での雇用創出の三つの柱での緊急雇用対策の実現のために全力を尽くす決意を述べて、一九九九年度補正予算に対する反対討論といたします。

なお、民主党提出の組み替え動議は、ホームヘルパーの拡充や保育士の増員など評価する部分がありますが、我が党と政策的見解を異にする部分もあり、賛成いたしかねることを付言して、討論を終わります。

○議長（伊藤宗一郎君）　中川智子君。

〔中川智子君登壇〕

○中川智子君　私は、社会民主党・市民連合を代表して、政府が提案している平成十一年度補正予算案に対し、反対の立場から討論を行います。（拍手）

小渕内閣が誕生して以来、自自連立政権から自公政権へと、まさに数の力で、国民の意思を無視した政権運営を強行する政府を、私は、国民を代表して厳しく弾劾するものであります。

私たちは、戦争へと国民を駆り立てた暗黒の半世紀を反省し、内外に対して、平和国家、民主主

義国家として日本国憲法を宣言いたしました。その実現のために努力してきたこの歴史を、わずか一年余りですべて否定しようとしています。このような小渕政権の暴挙を私たちは決して許さないという強い決意を、まず表明しておきたいと思います。

さて、今回提案されている緊急雇用対策に伴う補正予算は、四・六％を超える未曾有の失業率と雇用不安に対し、計上された五千億円が有効な対策とはとても言えるものではありません。預金をしても利子はスズメの涙、老後の不安もそのまま、教育にかかるお金は相変わらず生活費を圧迫しています。

また、今日の構造的不況の元凶とも言える金融資本を税金で助け、その金融資本が貸し渋りで中小企業を切り捨てる現状に、有効なリーダーシップを発揮してこなかった小渕内閣にこそ責任があります。したがって、この補正予算は、雇用不安の発生を事前に予防する施策を最優先せず、単なるばらまきの予算であると言わざるを得ません。

私どもは、こうした民間での雇用不安を予防する意味で、政府が率先して雇用をつくり出すことを求めてまいりました。

具体的には、教育の分野での三十人以下学級の実現、福祉の分野での、ホームヘルパーや介護福祉士の増員を初めとする福祉関連施設への思い切った人的配置の実現、また、不安が高まる環境への対策として、自然保護や野生動物保護のための専門家の育成など、雇用不安が高まっているときだからこそ、絶好のチャンスととらえ、先導的雇用創出を全力で行うべきだと主張してまいりました。

小渕内閣には、二十一世紀をリードし、難局を克服するための創造的な精神が極めて欠けていると言わざるを得ません。二十一世紀の主人公となる二十代の若者たちが、働きたくても働く場所がないといって失望に暮れている日々を考えるとき、この国に果たして希望という言葉はあるのかと思わざるを得ません。

次に、補正予算の四〇％が少子化対策として組まれていますが、駅前に保育所を整備するなど小手先の対策では、子供を産み育てようという若い人たちがふえるとは思えません。保育所待機児童の解消のみならず、乳幼児、病児、障害児などの保育を必要とするすべての子供を受け入れるための方策を講ずるべきだと考えます。また、高騰する保育料の補てんや幼保一元化など、この際、社会的保育の基盤整備に抜本的なメスを入れ、計画的な予算を組むべきであります。

この社会に住むすべての人々が安心して子供を産み育てる環境をつくり出す責任は、政府にあります。国民の声を無視した危ない自自公合作政治は、少子化に拍車をかけるものであると指摘せざるを得ません。（拍手）

最後に、新聞やテレビの報道は、企業のすさまじいリストラの実態を次々と報じています。来る日も来る日もハローワークに通い詰め、何とかして職を得たい、何とかして働きたい、この四百万人を超える人々の願いに政治はきっちりとこたえなくてはならない、そのように思います。

勤勉を誇りとして、廃墟の中から額に汗をして高度経済成長を実現し、今日の社会を築き上げたのは、政治家ではなく、一人一人の国民です。その一人一人の国民の行く末に立ちはだかる問題を取り除き、信頼を得る政治、それが今私たちに求められています。今回のこの補正予算は、まさに今一番困っている人々にきっちりと光を当てて、希望を生み出していくものでなければなりません。

社会民主党・市民連合は、政府原案がその希望を実現していく施策とは認められないという立場から、承認しかねるものであります。

なお、民主党提案予算組み替え動議に対しては、見解を異にするものであり、平成十一年度政府補正予算とともに反対であることを言明し、私の反対の討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（伊藤宗一郎君）　これより採決に入ります。

まず、鹿野道彦君外四名提出、平成十一年度一般会計補正予算（第1号）外一案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決いたします。

鹿野道彦君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤宗一郎君）　起立少数。よって、鹿野道彦君外四名提出の動議は否決されました。

次に、平成十一年度一般会計補正予算（第1号）外一案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤宗一郎君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

日程第一　地方公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（伊藤宗一郎君）　日程第一、地方公務員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長坂井隆憲君。

地方公務員法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔坂井隆憲君登壇〕

○坂井隆憲君　ただいま議題となりました地方公務員法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、高齢社会に対応するため、一般職の地方公務員の再任用制度について、条例で定める年齢までの在職を可能とし、及び短時間勤務の制度を設けるとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、人事交流等により国、地方公社等に退職出向後復帰した職員について、退職出向前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする等の改正を行おうとするものであります。

なお、これらの改正は、国家公務員の制度と均衡をとりつつ行うものであります。

本案は、参議院先議に係るものであり、六月二十九日本委員会に付託され、去る七月十三日野田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤宗一郎君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

日程第三　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（伊藤宗一郎君）　日程第二、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案、日程第三、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長穂積良行君。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔穂積良行君登壇〕

○穂積良行君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、両法律案の主な内容について申し上げます。

まず、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案は、最近における生鮮食料品等の生産、流通及び消費の状況その他の卸売市場をめぐる環境の変化にかんがみ、卸売市場の健全な発展及び活性化を図るため、市場関係業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講じようとするものであります。

次に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における農林物資の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、認定を受けた製造業者等がみずから日本農林規格による格付を行うことができる制度を導入するほか、品質に関する表示の基準の対象をすべての飲食料品に拡大するとともに、有機農産物など生産の方法に特色のある農林物資の名称の表示の適正化を図るための措置を講じようとするものであります。

両法律案は、去る五月七日参議院から送付され、六月二十三日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、六月二十四日中川農林水産大臣から両法律案の提案理由の説明を聴取した後、七月七日に参考人からの意見聴取、十三日に政府に対する質疑を行ったほか、東京都中央卸売市場を視察し、市場関係者との意見交換を行うなど慎重な審査を行いました。

七月十三日質疑を終局し、まず、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次いで、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、日本共産党から、日本農林規格を制定する際に国際的な規格の動向を考慮するものとする改正規定を削除すること等を内容とする修正案が提出され、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤宗一郎君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤宗一郎君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○岸田文雄君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案及び国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（伊藤宗一郎君）　岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤宗一郎君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

○議長（伊藤宗一郎君）　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案、国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長中川秀直君。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔中川秀直君登壇〕

○中川秀直君　ただいま議題となりました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案並びに国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

第一に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案でありますが、これは、平成十二年四月から国立国会図書館支部防衛施設庁図書館を支部防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法等の制定等に伴い、内閣法の一部を改正する法律の施行の日をもって、行政各部門に置かれる支部図書館の再編成を行おうとするものであります。

第二に、国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案でありますが、本案は、政府職員と同様に、国会職員についても定年退職者等を改めて採用することができる新たな再任用制度を導入するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るために必要な措置を講じるものであります。

この法律は、新たな再任用制度については平成十三年四月一日から、懲戒制度の整備については国家公務員法の懲戒制度の改正規定の施行の日から施行することといたしております。

両案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださるようお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（伊藤宗一郎君）　両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤宗一郎君）　御異議なしと認めます。

よって、両案とも可決いたしました。

○議長（伊藤宗一郎君）　本日は、これにて散会いたします。

午後六時一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	小渕　恵三君
法務大臣	陣内　孝雄君
外務大臣	高村　正彦君
大蔵大臣	宮澤　喜一君
文部大臣	有馬　朗人君
厚生大臣	宮下　創平君
農林水産大臣	中川　昭一君
通商産業大臣	与謝野　馨君
運輸大臣	川崎　二郎君
郵政大臣	野田　聖子君
労働大臣	甘利　明君
建設大臣	関谷　勝嗣君
自治大臣	野田　毅君
国務大臣	太田　誠一君
国務大臣	堺屋　太一君
国務大臣	野中　広務君
国務大臣	野呂田芳成君
国務大臣	真鍋　賢二君
国務大臣	柳沢　伯夫君

○議長の報告

（政府委員承認）

一、去る十三日、伊藤議長は、小渕内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

阪神・淡路復興対策本部事務局次長	大堀　一平
総務庁長官官房長	西村　正紀
総務庁長官官房審議官	久山　慎一
同	坂野　泰治
総務庁恩給局長	大坪　正彦
防衛庁人事教育局長	新貝　正勝
国土庁長官官房長	木下　博夫
国土庁土地局長	小林　新一
国土庁防災局長	生田　長人
運輸大臣官房長	小幡　政人
運輸大臣官房総務審議官	東澤　聰
運輸省鉄道局長	安富　正文
運輸省自動車交通局長	縄野　克彦
運輸省海上交通局長	高橋　朋敬
海上保安庁長官	荒井　正吾
建設大臣官房長	小川　忠男
建設大臣官房総務審議官	林　桂一
建設省建設経済局長	風岡　典之
建設省河川局長	竹村公太郎
建設省道路局長	大石　久和

一、昨十四日、伊藤議長は、小渕内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長　西村　六善

（政府委員任命）

一、去る十三日、小渕内閣総理大臣から伊藤議長あて、十三日議長において承認した大堀一平外十九名を、同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十四日、小渕内閣総理大臣から伊藤議長あて、十四日議長において承認した西村六善を、同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

（政府委員退任）

一、去る十三日、小渕内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十五回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
阪神・淡路復興対策本部事務局次長	髙橋　健文	建設大臣官房付	平二・七・三
総務庁長官官房長	菊池　光興	総務事務次官	同
総務庁長官官房審議官	大坪　正彦	総務庁恩給局長	同
同	西村　正紀	総務庁長官官房長	同
総務庁恩給局長	桑原　博	（退職）	同
防衛庁人事教育局長	坂野　興	防衛庁調達実施本部長	同
国土庁長官官房長	久保田勇夫	国土事務次官	同
国土庁土地局長	生田　長人	国土庁防災局長	同
国土庁防災局長	林　桂一	建設大臣官房総務審議官	同
運輸大臣官房長	梅崎　壽	運輸事務次官	同
運輸大臣官房総務審議官	高橋　朋敬	運輸省海上交通局長	同
運輸省鉄道局長	小幡　政人	運輸大臣官房長	同
運輸省自動車交通局長	荒井　正吾	海上保安庁長官	同
運輸省海上交通局長	宮﨑　達彦	（退職）	同
海上保安庁長官	楠木　行雄	（同）	同
建設大臣官房長	小野　邦久	建設事務次官	同
建設大臣官房総務審議官	小川　忠男	建設大臣官房長	同
建設省建設経済局長	木下　博夫	国土庁長官官房長	同
建設省河川局長	青山　俊樹	建設技監	同
建設省道路局長	井上　啓一	（退職）	同

一、昨十四日、小渕内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十五回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
外務省欧亜局長事務代理	飯村　豊	（解職）	平二・七・二四

（議員死去）

一、東京都選挙区選出議員山花貞夫君は、昨十四日死去された。

（常任委員長死去）

一、昨十四日、懲罰委員長山花貞夫君は死去された。

（理事補欠選任）

一、去る十三日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　斉藤　鉄夫君（理事太田昭宏君去る十三日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員	辞任	補欠	
	亀井　静香君		小島　敏男君

小島　敏男君　　亀井　静香君

農林水産委員
辞任
今村　雅弘君　　奥山　茂彦君
木部　佳昭君　　小島　敏男君
塩谷　立君　　坂本　剛二君
神田　厚君　　今田　保典君
堀込　征雄君　　奥田　建君
奥山　茂彦君　　今村　雅弘君
小島　敏男君　　木部　佳昭君
坂本　剛二君　　塩谷　立君
奥田　建君　　堀込　征雄君
今田　保典君　　神田　厚君

予算委員
辞任
江口　一雄君　　飯島　忠義君
横路　孝弘君　　鉢呂　吉雄君
志位　和夫君　　春名　直章君
不破　哲三君　　矢島　恒夫君
濱田　健一君　　辻元　清美君
飯島　忠義君　　横路　孝弘君
鉢呂　吉雄君　　志位　和夫君
春名　直章君　　不破　哲三君
矢島　恒夫君　　濱田　健一君
辻元　清美君　　江口　一雄君

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員
辞任
池端　清一君　　羽田　孜君
補欠
羽田　孜君　　池端　清一君

商工委員
辞任
吉井　英勝君　　中路　雅弘君
中路　雅弘君　　吉井　英勝君

予算委員
辞任
亀井　善之君　　奥谷　通君
河村　建夫君　　阪上　善秀君
補欠
奥谷　通君　　亀井　善之君
阪上　善秀君　　河村　建夫君

森山　眞弓君　　砂田　圭佑君
横内　正明君　　奥山　茂彦君
生方　幸夫君　　川端　達夫君
肥田美代子君　　石井　一君
吉田　治君　　藤村　修君
太田　昭宏君　　旭道山和泰君
草川　昭三君　　漆原　良夫君
西川　知雄君　　並木　正芳君
鈴木　淑夫君　　鍔淵　俊之君
西村　眞悟君　　西川太一郎君
志位　和夫君　　春名　直章君
不破　哲三君　　矢島　恒夫君
北沢　清功君　　畠山健治郎君
漆原　良夫君　　白保　台一君
春名　直章君　　佐々木憲昭君
畠山健治郎君　　知久馬二三子君
白保　台一君　　池坊　保子君
奥谷　通君　　亀井　善之君
奥山　茂彦君　　横内　正明君
阪上　善秀君　　河村　建夫君
砂田　圭佑君　　森山　眞弓君
石井　一君　　肥田美代子君
川端　達夫君　　生方　幸夫君
藤村　修君　　吉田　治君
池坊　保子君　　草川　昭三君
旭道山和泰君　　太田　昭宏君
並木　正芳君　　西川　知雄君
西川太一郎君　　西村　眞悟君
鍔淵　俊之君　　鈴木　淑夫君
佐々木憲昭君　　志位　和夫君
矢島　恒夫君　　不破　哲三君
知久馬二三子君　　北沢　清功君

議院運営委員
辞任
西川太一郎君　　一川　保夫君
補欠
一川　保夫君　　西川太一郎君

懲罰委員
辞任
羽田　孜君
補欠
池端　清一君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員
辞任
山花　貞夫君　　鹿野　道彦君
補欠
鹿野　道彦君　　山花　貞夫君

石炭対策特別委員
辞任
池端　清一君
補欠
鹿野　道彦君

（議案提出）

一、去る十三日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案（議院運営委員長提出）

衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出）

常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出）

衆議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出）

（議案付託）

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第八九号）
農林水産委員会　付託

（議案送付）

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案（議院運営委員長提出）

一、去る十三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案

（議案撤回）

一、去る十二日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。

政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案（古賀誠君外八名提出）

衆議院規則の一部を改正する規則案（古賀誠君外八名提出）

一、去る十二日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案（池田元久君外十名提出、第百四十四回国会衆法第六号）

（議案撤回通知）

一、去る十三日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案（古賀誠君外八名提出）

一、去る十三日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案（池田元久君外十名提出、第百四十四回国会衆法第六号）

（質問書提出）

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

血液製剤による感染被害の救済に関する質問主意書（家西悟君提出）

平成十一年度一般会計補正予算（第1号）

右
国会に提出する。
平成十一年七月八日
内閣総理大臣　小渕　恵三

官報（号外）

平成11年度一般会計補正予算

予算総則補正

第1条　既定の平成11年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	平成11年度成立予算額(千円)	補正 追加額(千円)	補正 修正減少額(千円)	補正 差引額(千円)	改平成11年度予算額(千円)
歳入	81,860,122,402	373,664,903	△ 3,866,354	369,798,549	82,229,920,951
歳出	81,860,122,402	519,798,549	△ 150,000,000	369,798,549	82,229,920,951

第2条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」及び「繰越明許費補正要求書」は、別に添附する。

甲号　歳入歳出予算補正

歳　入

主管	部	款	項	補正 追加額(千円)	補正 修正減少額(千円)	補正 差引額(千円)
大蔵省	官業益金及官業収入			0	△ 3,866,354	△ 3,866,354
		官業益金		0	△ 3,866,354	△ 3,866,354
			印刷局特別会計受入金	0	△ 3,866,354	△ 3,866,354
	前年度剰余金受入			373,664,903	0	373,664,903
		前年度剰余金受入		373,664,903	0	373,664,903
			前年度剰余金受入	373,664,903	0	373,664,903
			計	373,664,903	△ 3,866,354	369,798,549
歳入補正額総計				373,664,903	△ 3,866,354	369,798,549

歳　出

所管	組織	項	補正 追加額(千円)	補正 修正減少額(千円)	補正 差引額(千円)
国会	衆議院	衆議院	357,778	0	357,778
	参議院	参議院	357,778	0	357,778
	国立国会図書館	国立国会図書館	357,778	0	357,778
	国会所管補正額合計		1,073,334	0	1,073,334

裁判所	裁判所	最高裁判所	573,206	0	573,206
会計検査院	会計検査院	会計検査院	43,092	0	43,092
内閣	人事院	人事院	22,599	0	22,599
総理府	総理本府	総理本府	33,721	0	33,721
	公正取引委員会	公正取引委員会	33,314	0	33,314
	警察庁	警察庁	22,647	0	22,647
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	17,864	0	17,864
	金融監督庁	金融監督庁	1,890	0	1,890
	宮内庁	宮内庁	1,683	0	1,683
	総務庁	総務庁	37,003	0	37,003
	北海道開発庁	北海道開発庁	19,122	0	19,122
	防衛本庁	防衛本庁	89,702	0	89,702
	防衛施設庁	防衛施設庁	26,623	0	26,623
	経済企画庁	経済企画庁	106,847	0	106,847
	科学技術庁	科学技術庁	76,735	0	76,735
	環境庁	環境庁	53,856	0	53,856
	沖縄開発庁	沖縄開発庁	859	0	859
	国土庁	国土庁	54,926	0	54,926
	総理府所管補正額合計		576,792	0	576,792
法務省	法務本省	法務本省	246,672	0	246,672
外務省	外務本省	外務本省	186,905	0	186,905
大蔵省	大蔵本省	大蔵本省	993,806	0	993,806
		予備費	0	△ 150,000,000	△ 150,000,000
		計	993,806	△ 150,000,000	△ 149,006,194
	国税庁	税務官署	8,221	0	8,221
	大蔵省所管補正額合計		1,002,027	△ 150,000,000	△ 148,997,973
文部省	文部本省	文部本省	33,164	0	33,164
厚生省	厚生本省	厚生本省	131,206	0	131,206

		緊急少子化対策費	200,290,613	0	200,290,613	
	厚生省所管補正額合計		200,421,819	0	200,421,819	
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省	202,612	0	202,612	
通商産業省	通商産業本省	通商産業本省	1,127,979	0	1,127,979	
	中小企業庁	中小企業対策費	3,099,764	0	3,099,764	
	通商産業省所管補正額合計		4,227,743	0	4,227,743	
運輸省	運輸本省	運輸本省	56,925	0	56,925	
	海上保安庁	海上保安官署	18,111	0	18,111	
	運輸省所管補正額合計		75,036	0	75,036	
郵政省	郵政本省	郵政本省	38,999	0	38,999	
労働省	労働本省	労働本省	93,938	0	93,938	
		職業転換対策事業費	310,396,022	0	310,396,022	
		計	310,489,960	0	310,489,960	
	職業安定官署	職業安定官署	362,882	0	362,882	
	労働省所管補正額合計		310,852,842	0	310,852,842	
建設省	建設本省	建設本省	95,480	0	95,480	
自治省	自治本省	自治本省	71,223	0	71,223	
	消防庁	消防庁	55,004	0	55,004	
	自治省所管補正額合計		126,227	0	126,227	
歳出補正額総計			519,798,549	△ 150,000,000	369,798,549	

丙号　繰越明許費補正

所管	組織	事項	所管	組織	事項
労働省	労働本省	(項) 職業転換対策事業費のうち 緊急雇用支援事業等委託費(緊急地域就職促進プロジェクト委託費に限る。)			職業能力開発支援事業委託費(中高年齢者職業能力開発支援事業委託費に限る。)

平成十一年度一般会計補正予算（第1号）に関する報告書

一　補正予算の要旨

本補正予算は、歳出面において、平成十一年六月十一日に決定した緊急雇用対策を実施するために、緊急雇用対策費の経費の追加について措置を講ずるほか、予備費の減額を行う一方、歳入面においては、税外収入の減収を見込むとともに、前年度剰余金受入を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

本補正の結果、平成十一年度一般会計予算は、歳入歳出とも次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

当初		八一、八六〇、一二二百万円
補正		三六九、七九九百万円
計		八二、二二九、九二一百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入		
1	官業益金及官業収入	△　三、八六六百万円
2	前年度剰余金受入	三七三、六六五百万円
計		三六九、七九九百万円
歳出		
1	緊急雇用対策費	五一九、七九九百万円
(1)	新規・成長分野雇用創出推進事業費	九〇、〇〇〇百万円
(2)	中高年求職者再就職推進等事業費	一八、一六九百万円
(3)	緊急雇用・就業機会創出特別対策事業費	一〇四、七四八百万円
(4)	少子化対策臨時特例交付金等	二〇〇、二九一百万円
(5)	高齢者就業支援等対策費	四、〇七三百万円
(6)	人材資源活性化事業費	二、五一八百万円
2	予備費の減額	△　一五〇、〇〇〇百万円
計		三六九、七九九百万円

二　補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民主党の池田元久君外二名提出の「平成十一年度一般会計補正予算（第1号）及び平成十一年度特別会計補正予算（特第1号）につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十一年七月十五日

予算委員長　中山　正暉

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

平成十一年度特別会計補正予算（特第1号）

右

国会に提出する。

平成十一年七月八日

内閣総理大臣　小渕　恵三

平成11年度特別会計補正予算

予算総則補正

第1条　次に掲げる各特別会計の平成11年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

大蔵省所管　印刷局

労働省所管　労働保険

第2条　労働保険特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条　「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「繰越明許費補正要求書」は、別に添附する。

甲号　歳入歳出予算補正

所管	特別会計	款	項	補正 追加額(千円)	補正 修正減少額(千円)	補正 差引額(千円)
大蔵省	印刷局					
	歳出		事業費	4,066,354	0	4,066,354
			予備費	0	△ 200,000	△ 200,000
		歳出補正額		4,066,354	△ 200,000	3,866,354
労働省	労働保険					
	雇用勘定					
	歳入	雇用安定資金より受入		19,045,771	0	19,045,771
			雇用安定資金より受入	19,045,771	0	19,045,771
	歳出		雇用安定等事業費	19,045,771	0	19,045,771

丙号　繰越明許費補正

所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項
労働省	労働保険 雇用勘定	（項）雇用安定等事業費のうち 生涯職業能力開発事業等委託費（職業能力開発支援事業委託費に限る。）			緊急雇用支援事業委託費（緊急地域就職促進プロジェクト委託費に限る。） 雇用促進事業団交付金（職業能力開発支援事業費に限る。）

平成十一年度特別会計補正予算（特第一号）に関する報告書

一　補正予算の要旨

本補正予算は、印刷局特別会計及び労働保険特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。特別会計補正予算の概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　印刷局特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	一〇四、一三〇	九九、八九七
補正	一	三、八六六
計	一〇四、一三〇	一〇三、七六三

2　労働保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
雇用勘定		
当初	三、六二六、八一〇	三、六二六、八一〇
補正	一九、〇四六	一九、〇四六
計	三、六四五、八五六	三、六四五、八五六

二　補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民主党の池田元久君外二名提出の「平成十一年度一般会計補正予算（第一号）及び平成十一年度特別会計補正予算（特第一号）につき直ちに雇用創出を求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十一年七月十五日

予算委員長　中山　正暉

衆議院議長　伊藤茂　殿

平成十一年度一般会計補正予算（第1号）及び平成十一年度特別会計補正予算（特第1号）につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

平成十一年度一般会計補正予算（第1号）及び平成十一年度特別会計補正予算（特第1号）について、政府はこれを撤回し、左記の要領により速やかに組替えを行い、再提出することを要求する。右の動議を提出する。

平成十一年七月十五日

提出者

鹿野　道彦　　佐藤　敬夫
伊藤　忠治　　池田　元久
海江田万里

賛成者

安住　淳外八十六名

記

一　編成替えを求める理由

わが国は未曾有の長期不況に陥り、国民は不安な気持ちで毎日を送っている。失業率は高水準で推移し、勤労者は雇用不安におののいている。

小渕内閣は甘い景気判断を続け、対策を後手後手に回し、不況を加速してきた。民主党の組替え動議を握り潰し、政府は利権誘導を優先したバラマキ手法を採り、将来ビジョンや哲学・理念を欠き、行政改革や経済構造改革を後退させる平成十一年度予算を原案のまま成立させた。

わずか三か月余りで補正予算に追い込まれたことは、当初予算が欠陥予算であることを如実に証明するものであり、小渕内閣の責任は極めて重大と言わざるを得ない。

今年一～三月の国内総生産は六期ぶりのプラス成長となったが、強引な公共事業の実施や「ゼロ金利政策」によって達成されたものではない。年度後半に再び景気が失速するのは必至であり、未来への不安を解消し、将来の構造改革につながる補正予算を編成することが不可欠である。

しかるに、今般政府が提出した補正予算はその場しのぎのバラマキ対策に終始しており、質量ともに不十分である。また、将来の財政再建の道筋が明らかにされていないことも問題である。

以上の諸点に鑑みれば、政府補正予算を原案のまま成立させることは容認できない。民主党は、経済危機、雇用不安を解消し、中長期的に日本経済をプラス成長軌道にのせ、国民生活を建て直すために、平成十一年度補正予算を撤回し、以下の重点事項に基づいて抜本的に組み替え、総額約一兆円規模の補正予算を編成するよう求めるものである。

二　予算組替えの重点事項

1　雇用の創出

将来にわたって社会的ニーズの高い、福祉・環境・住宅・情報通信関連等の分野における雇用の創出と定着をめざし、以下の事業を実施すること。

（1）介護保険制度を来年四月から円滑に始めるために、在宅サービス等介護基盤の充実を図ること。とくにホームヘルパーについて、新ゴールドプランの目標値十七万人を、少なくとも三十万人に拡充すること。

（2）喫緊の少子化対策として、都市部における保育所待機児童四万人を解消するため、保育士の増員を図ること。また、共働き夫婦に要望の強い学童保育事業や延長保育・休日保育等の大幅な拡充を図ること。

（3）小中高等学校での社会人講師、スクールカウンセラー（生活指導員）等を配置すること。

（4）青年海外協力隊や技術協力専門家の人員を倍増すること。高等教育機関での開発援助教育や国際協力要員の研修を拡充すること。

（5）都市近郊森林の保全と災害防止のために、人工林の間伐・下刈・つる切り・枝打ち、道路沿い、河川、堤防、遊休地等の緑地化を含めた、緊急森林整備を実施すること。

2　求職支援策の拡充

民間との連携を強化し、全ての求職者にきめ細かい相談・助言のサービスが提供できるようにカウンセリング機能を拡充すること。新卒未就労者に職業訓練、職場実地訓練の機会を提供すること。将来にわたって社会的ニーズが高い分野や新規事業分野に対応できる職業能力を身につけるための職業訓練カリキュラムを開発すること。

3　新しい起業家支援策の実施

（1）株式譲渡損失を他の所得からも繰越し控除ができる実効あるエンジェル税制の確立、ストックオプションの行使限度額の三〇〇〇万円への引上げ、新規上場・店頭登録株式の譲渡所得課税の特例措置の拡充などベンチャー支援税制を抜本的に強化すること。

（2）ハイテク中小企業を調査から商品化まで段階的に支援する本格的なSBIR制度を確立するとともに、そのための予算を大幅に増額すること。

（3）資金調達など女性による創業における機会均等を確保するとともに、国及び公庫等が物品、役務の調達のための契約を締結する際には女性起業家の受注機会の増大を図るようにつとめること。

（4）技術系の国立大学等の教員が民間企業、技術移転機関の役員を兼務できるような措置を講じること。

4　NPOの基盤強化

福祉・教育・環境保全・地域開発など幅広い分野での課題解決をめざして、多様なニーズと潜在的需要を掘り起こしながら、新たな社会的事業を創出しようとしている、NPOの自発的な発展を支援するために、NPO支援税制を確立するとともに、NPOの経営に係る人材の研修費を助成すること。

5　財源対策及び財政再建の道筋確立

（1）公共事業予備費五〇〇〇億円の一般財源化、平成十年度剰余金の活用、平成十一年度当初予算の予備費削減などにより、約一兆円の補正予算の財源を確保すること。

（2）可能な限りの国有財産の売却、毎年改定する中期経済・財政見通しの策定、行政経費削減とアウトソーシングの徹底など新しい施策に取り組み、凍結するはめになった硬直的な財政構造改革法に代わる、中長期的な財政再建の道筋を確立すること。

地方公務員法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年六月九日

参議院議長　斎藤　十朗

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

地方公務員法等の一部を改正する法律

（地方公務員法の一部改正）

第一条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「定める日」の下に「（以下「定年退職日」という。）」を加える。

第二十八条の三第一項中「同項の規定に基づく条例で定める日」を「定年退職日」に改め、同条第二項ただし書中「前条第一項の規定に基づく条例で定める日」を「定年退職日」に改める。

第二十八条の四を次のように改める。

（定年退職者等の再任用）

第二十八条の四　任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（第二十八条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

2　前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

3　前二項の規定による任期については、その末日は、その者が条例で定める年齢に達する日以後における最初の三月三十一日までの間において条例で定める日以前でなければならない。

4　前項の年齢は、国の職員につき定められている任期の末日に係る年齢を基準として定めるものとする。

5　第一項の規定による採用については、第二十二条第一項の規定は、適用しない。

第二十八条の四の次に次の二条を加える。

第二十八条の五　任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項及び次条第二項において同じ。）に採用することができる。

2　前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

3　短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第二十八条の二第一項から第三項までの規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第二十八条の六　第二十八条の四第一項本文の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあっては当該地方公共団体が組織する地方公共団体の組合の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。この場合においては、同項ただし書及び同条第五項の規定を準用する。

2　前条第一項の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあっては当該地方公共団体が組織する地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあっては当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

3　前二項の規定により採用された職員の任期については、第二十八条の四第二項から第四項までの規定を準用する。

第二十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3　職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となった日までの引き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又はこれらの規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第二項中「及び常勤の職員」を「並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第百三十八条第九項中「身分取扱」を「身分取扱い」に、「除く外」を「除くほか」に改め、「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第百四十一条第二項中「及び常勤の職員」を「並びに常勤の職員及び再任用短時間勤務職員」に改める。

第百九十六条第三項中「職員」の下に「及び再任用短時間勤務職員」を加える。

第二百三条第一項中「職員」の下に「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第二百四条第一項中「普通地方公共団体の常勤の職員」の下に「並びに再任用短時間勤務職員」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律の一部改正）

第三条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他」を削る。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第四条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第六項中「職員（」の下に「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の」を、「除く」の下に「。第九項において同じ」を加え、同条第九項中「（非常勤職員を除く。）」を削る。

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第五条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「非常勤職員」の下に「（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第六条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条に次の一項を加える。

3　補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付であつて、この法律の規定による補償に相当するものを受ける場合には、基金は、当分の間、この法律の規定による補償を行わない。

（教育公務員特例法の一部改正）

第七条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「官職」の下に「又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職」を加える。

第八条の三を次のように改める。

第八条の三　公立大学の教員に対する地方公務員法第二十八条の二第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第四項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員」とする。

2　公立大学の教員については、地方公務員法第二十八条の二第三項及び第二十八条の三の規定は、適用しない。

3　公立大学の教員への採用についての地方公務員法第二十八条の四から第二十八条の六までの規定の適用については、同法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項並びに第二十八条の六第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第二十八条の四第二項（同法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

第十一条第二項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第八条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「職員」の下に「若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

第十六条第三項ただし書中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第四十七条第一項の表第二十八条の四第一項の項中「地方公共団体を退職した者」を「当該地方公共団体を退職した者」に、「市町村を退職した者」を「市町村」に、「当該地方公共団体」を「常時勤務を要する職」に改め、「区域内の市町村」の下に「の常時勤務を要する職」を加え、同表第二十八条の四第一項の項の次に次のように加える。

第二十八条の五第一項	当該地方公共団体	市町村
	短時間勤務の職（	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の短時間勤務の職（

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正）

第九条　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「官職」の下に「又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職」を加える。

第四条中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

（へき地教育振興法の一部改正）

第十条　へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の前の見出しを「（へき地手当等）」に改め、同条第一項中「指定するへき地学校」を「指定するへき地学校等」に改め、「職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教員及び職員（次条第一項において「再任用教職員」という。）を除く。）」を加え、「へき地手当」を「へき地手当等」に改める。

第五条の三第一項中「職員（」の下に「再任用教職員を除く。」を加え、「へき地学校等」を「へき地学校等」に、「へき地手当」を「へき地手当等」に改める。

（農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正）

第十一条　農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「官職」の下に「又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職」を加える。

（国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

第十二条　国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「官職」の下に「又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職」を加える。

第十条中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

（土地収用法の一部改正）

第十三条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第四項中「職員」の下に「若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

（地方公営企業法の一部改正）

第十四条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「職員」の下に「若しくは地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条の規定　公布の日

二　第一条中地方公務員法第二十九条の改正規定（同条第一項の次に二項を加える部分（同条第三項に係る部分を除く。）に限る。）及び附則第三条第一項の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（実施のための準備）

第二条　第一条の規定による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第二十八条の四から第二十八条の六までの規定の円滑な実施を確保するため、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

（懲戒処分に関する経過措置）

第三条　新法第二十九条第二項の規定は、同項に規定する退職が附則第一条第二号の政令で定める日以後である職員について適用する。この場合において、同日前に同項に規定する先の退職がある職員については、当該先の退職の前の職員としての在職期間は、同項に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2　新法第二十九条第三項の規定は、同項の定年退職者等となった日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である職員について適用する。この場合において、附則第一条第二号の政令で定める日前に新法第二十九条第二項に規定する退職又は先の退職がある職員については、これらの退職の前の職員としての在職期間は、同条第三項の定年退職者等となった日までの引き続く職員としての在職期間には含まれないものとする。

（改正前の地方公務員法の規定により再任用された職員に関する経過措置）

第四条　施行日前に第一条の規定による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員に係る任用（任期の更新を除く。）については、なお従前の例による。

（特定警察職員等への適用期日）

第五条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第二十五条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等（次条において「特定警察職員等」という。）である者については、施行日から平成十九年四月一日までの間において条例で定める日から、新法第二十八条の四から第二十八条の六までの規定を適用する。

（任期の末日に関する特例）

第六条　平成二十五年三月三十一日（特定警察職員等である職員にあっては、平成三十一年三月三十一日）までの間における新法第二十八条の四第三項（新法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。）の条例で定める年齢に関しては、国の職員につき定められている任期の末日に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとする。

地方公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、高齢社会に対応するため、一般職の地方公務員の新たな再任用制度を導入するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　地方公務員法の一部改正に関する事項

(一)　地方公務員の新たな再任用制度の導入

(1)　任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（定年退職者若しくは勤務延長の後退職した者又は定年退職日以前に退職した者で勤続期間等を考慮して条例で定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができるものとすること。

(2)　任期は、一年を超えない範囲内で更新できるものとすること。

(3)　任期の末日は、その者が条例で定める年齢に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において条例で定める日以前でなければならないものとすること。

(4)　(3)の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている任期の末日に係る年齢を基準として定めるものとすること。

(5)　(1)の採用については、条件附採用の規定は適用しないものとすること。

(6)　任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができるものとすること。この場合の任期については(2)から(4)までを準用すること。

(7)　(6)の短時間勤務の職には、定年退職者等のうち、当該職について定年制度の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用できるものとすること。

(8)　(1)によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあってはその組合の定年退職者等を、組合の任命権者にあってはその組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるものとすること。この場合においては、(5)及び(7)を準用し、任期については(2)から(4)までを準用すること。

(9)　その他所要の規定の整備を図るものとすること。

(二)　懲戒制度の整備

(1)　職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員、地方公社又は条例で定める一定の法人に使用される者（以下「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合、当該退職前の引き続く職員としての在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとすること。

(2)　職員が、1の(一)により採用された場合において、定年退職者等となった日までの引き続く職員としての在職期間又は1の(一)によりかつて採用されて職員として在職していた期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとすること。

2　関係法律の整備に関する事項

(一)　地方自治法の一部改正

(1)　1の(一)の(6)の短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に対し、給料、手当及び旅費を支給するものとすること。

(2)　普通地方公共団体の議会の議員、普通地方公共団体の長等は、再任用短時間勤

務職員と兼ねることができないものとすること。

(二)　外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律の一部改正

1の(一)により採用された職員（以下「再任用職員」という。）について、条例で定めるところにより、派遣の対象とすることができるよう規定の整備を行うこと。

(三)　地方公務員災害補償法の一部改正

再任用短時間勤務職員が、船員保険法による保険給付であって、地方公務員災害補償法による補償に相当するものを受ける場合には、地方公務員災害補償法による補償を行わないものとすること。

(四)　教育公務員特例法の一部改正

公立大学の教員について、地方公務員法に基づく1の(一)の再任用制度を適用することとし、その場合における任期の設定方法の特例を設けるとともに、教員の定年制度に係る規定の整備等を行うこと。

(五)　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

県費負担教職員に係る1の(一)の再任用制度の適用について、特例規定等を整備すること。

(六)　へき地教育振興法の一部改正

再任用職員に対し、へき地手当等を支給しないものとすること。

(七)　その他

再任用短時間勤務職員について、常時勤務を要する職を占める再任用職員に準じた取扱いができるよう、次に掲げる法律の規定について所要の改正を行うこと。

(1)　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

(2)　地方公務員の育児休業等に関する法律

(3)　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律

(4)　農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律

(5)　国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(6)　土地収用法

(7)　地方公営企業法

3　施行期日等

(一)　この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。ただし、(二)は公布の日から、1の(二)の(1)は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二)　この法律の円滑な実施等を確保するため、任命権者は、長期的な人事計画の推進等必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し、必要な連絡、調整等を行うものとすること。

(三)　その他所要の経過規定を整備するとともに、特定警察職員等については、平成十九年四月一日までの間で条例で定める日から、1の(一)の再任用制度を適用するものとするほか、1の(一)の3の条例で定める年齢に関しては、国の職員につき定められている任期の末日に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとすること。

二　議案の可決理由

高齢社会の進展及び公務員の不祥事への厳正な対応等の必要性にかんがみ、地方公務員の新たな再任用制度を導入するとともに、懲戒制度の整備を図ろうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年七月十三日

地方行政委員長　坂井　隆憲

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

地方公務員法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、地方公共団体が新たな再任用制度の円滑な導入を図ることができるよう、次の諸点について善処すべきである。

一　新たな再任用制度は、定年退職者等が公務において培った知識・経験を活用できることとするために導入されたものであることにかんがみ、この制度の運用に当たっては、地方公共団体が、その趣旨を体して、自主的に公務における雇用機会の拡充に努めるよう、支援すること。

二　地方公共団体が定年退職者等の再任用を行うに当たっては、公正な選考の実施が図られるよう、支援すること。

三　地方公共団体が再任用職員の給与等を定めるに当たっては、国家公務員及び民間における六十歳台前半の雇用者の動向を踏まえたものとするよう、配意すること。

右決議する。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年五月七日

参議院議長　斎藤　十朗

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

（卸売市場法の一部改正）

第一条　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

第二条第一項中「（一般消費者の日常生活と密接な関係を有するその他の農畜水産物で政令で定めるものを含む。）」を「及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるもの」に改める。

第四条第二項第四号中「を行なう」を「又は仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前二項の規定は、卸売市場整備基本方針の変更について準用する。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　開設者は、第九条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係る前項の認可の申請をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより選定した卸売業者（第十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下この章において同じ。）、仲卸業者（第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、第十三条の二第一項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

第十三条の次に次の三条を加える。

（市場取引委員会）

第十三条の二　開設者は、中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会（以下この条において「委員会」という。）を置くことができる。

2　委員会は、業務規程の変更（第九条第二項

第三号から第六号までに掲げる事項の変更に限る。）に関し、及び当該中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。

3　委員会の委員は、卸売業者、仲卸業者、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

4　前三項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

（開設者の地位の承継）

第十三条の三　次の各号のいずれかに該当する地方公共団体であつて、現に開設されている中央卸売市場の開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、中央卸売市場の開設者となろうとするものは、農林水産大臣の認可を受けて、当該中央卸売市場の開設者の地位を承継することができる。

一　都道府県で、現に開設されている中央卸売市場の開設区域の全部を管轄するもの

二　中央卸売市場の開設に関する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合で、現に開設されている中央卸売市場の開設者である地方公共団体（当該開設者が第八条第二号に規定する一部事務組合又は広域連合である場合にあつては、これらを組織する地方公共団体）が加入し、かつ、当該中央卸売市場の開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

2　前項の規定による地位の承継があつたときは、当該中央卸売市場に係る従前の開設者に対する第八条の認可は、その効力を失う。

3　第九条及び第十条（同条第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の認可について準用する。

（開設者の地位の承継の効果）

第十三条の四　前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場（以下この条において「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下この条において「新業務規程」という。）が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場（以下この条において「旧卸売市場」という。）の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一　新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。

二　新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回つていないこと。

2　新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の仲卸業者（以下この条において「旧卸売市場仲卸業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一　新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場仲卸業者についての第三十三条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。

二　新業務規程で新卸売市場において仲卸しの業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場仲卸業者の数を下回つていないこと。

3　前条第一項の規定による地位の承継前に、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、農林水産大臣が旧卸売市場卸売業者に対してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が農林水産大臣に対してした手続その他の行為は、農林水産大臣が第一項の規定により第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者に対してした処分、手続その他の行為又は第一項の規定により第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者が農林水産大臣に対してした手続その他の行為とみなす。

第十六条第一項第一号中「氏名又は」を削り、同項第二号中「法人である場合にあつては、」を削り、同項第三号中「行なおう」を「行おう」に改める。

第十七条第一項第一号中「破産者で復権を得ないものである」を「法人でない」に改め、同項第二号中「禁錮以上の刑に処せられた者又は」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ　破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

ハ　第四十九条第一項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの

ニ　第四十九条第一項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの

第十七条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「行なう」を「行う」に、「第十五条第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）」を「卸売業者」に、「こえる」を「超える」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項を次のように改める。

2　農林水産大臣は、第十五条第一項の許可の申請をした者が第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるときは、第十五条第一項の許可をしないことができる。

第十七条第三項中「第一項第七号」を「第一項第六号」に改める。

第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（純資産額）」を付する。

第二十条に見出しとして「（純資産額の報告等）」を付し、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が定める期間ごとに、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定める財産の状況を記載した書類を提出しなければならない。

第二十一条第四項中「及び第二項」を削り、「第十八条中」を「同条第二項中「第十五条第一項の許可の申請をした者」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立

される法人」と、「第十五条第一項の許可を」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可を」と、第十八条中」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

第二十五条第一項中「第十七条第一項第一号又は第二号」を「第十七条第一項第二号又は第四号」に改め、「（卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうちにこれらの各号のいずれかに規定する者に該当する者があることとなつたときを含む。）」を削る。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

（事業報告書の写しの備付け及び閲覧）

第二十九条　卸売業者は、前条の規定による提出を行つたときは、速やかに、同条の事業報告書（農林水産省令で定める部分に限る。）の写しを作成し、農林水産省令で定める期間、主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　卸売業者は、当該卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（帳簿の区分経理）

第三十条　卸売業者は、中央卸売市場における取引について、農林水産省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第三十一条及び第三十二条　削除

第三十三条第一項中「（開設者が中央卸売市場内に設置する店舗において当該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分け又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）」を削り、「行なつて」を「行つて」に改める。

第三十四条を次のように改める。

（売買取引の原則）

第三十四条　中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（売買取引の方法）

第三十四条の二　卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

一　せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの　せり売又は入札の方法

二　毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの　毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

三　前二号以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの　せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2　前項第一号及び第二号に掲げる生鮮食料品等（同項第一号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めたときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとする。

3　第一項第二号及び第三号に掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的に著しく減少したときその他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

4　開設者は、第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

5　第十一条第二項の規定は、開設者が第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更するときについて準用する。

第三十五条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五十八条第一項の許可を受けて、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合は、この限りでない。

第三十六条第一項中「（第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十八条第一号中「特定物品」を「一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で農林水産省令で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で農林水産省令で定めるもの」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　当該中央卸売市場における需要が比較的安定している生鮮食料品等であつて、当該需要に対する供給の安定を図る上で卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるもの卸売をするとき。

三　卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき生鮮食料品等を確保する必要がある場合であつて、卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるとき。

第三十九条中「行なう」を「行う」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所（農林水産省令で定める特別の事情がある場合において、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。）にある生鮮食料品等の卸売をするとき。

二　開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（決済の確保）

第四十四条の二　中央卸売市場における売買取引（卸売のための販売の委託の引受けを含む。）を行う者の決済は、支払期日、支払方法その他の決済の方法であつて業務規程で定めるものによりしなければならない。

第四十六条の見出しを「（開設者による卸売予定数量等の公表）」に改め、同条第一項中「入荷数量」を「卸売予定数量」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第四十六条の二　卸売業者は、前条第一項の生

鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目の卸売予定数量を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2　卸売業者は、前項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が終了した後速やかに、売買取引の方法ごとに毎日の卸売の数量、価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第四十七条中「前条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

第四十九条第一項第三号中「卸売業者が法人である場合には、」を削る。

第五十条中「に対し」の下に「、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ」を加える。

第五十一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　農林水産大臣は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

一　流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合

二　資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合

三　前二号に掲げる場合のほか、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として農林水産省令で定める場合

第五十一条に次の一項を加える。

5　第二項第一号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額並びに同項第二号の資本の合計金額並びに資本及び負債の合計金額は、農林水産省令で定めるところにより計算しなければならない。

第六十一条を第六十一条の二とし、第四章第二節中同条の前に次の一条を加える。

（売買取引の原則）

第六十一条　地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

第六十二条の見出しを「（売買取引の方法）」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「せり売又は入札の方法」を「都道府県の条例で定めるところにより開設者が業務規程をもつて定めるところに従い、せり売若しくは入札の方法又は相対取引」に改め、ただし書を削る。

第六十三条（見出しを含む。）中「入荷数量」を「卸売予定数量」に改める。

第七十七条中「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号中「附された」を「付された」に改める。

第七十八条中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第六号中「附された」を「付された」に改める。

第七十九条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第八十条中「二万円」を「三十万円」に改める。

第八十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条を第八十三条とし、第八十一条の次に次の一条を加える。

第八十二条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一　第二十九条第一項の規定に違反して同項の写しを備えて置かず、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による閲覧を拒んだ者

二　第三十条の規定に違反した者

（食品流通構造改善促進法の一部改正）

第二条　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

四　卸売市場開設者等のうち政令で定めるものの経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中卸売市場法第四十六条の改正規定　平成十一年十月一日

二　第一条中卸売市場法第二十条の改正規定、同法第二十九条から第三十二条までの改正規定（同法第三十条に係る部分に限る。）、同法第五十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条の改正規定及び同法第八十一条の次に次の一条を加える改正規定（同法第八十二条第二号に係る部分に限る。）　平成十二年四月一日

（卸売市場整備基本方針についての経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に改正前の卸売市場法（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定により定められている卸売市場の整備を図るための基本方針は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに改正後の卸売市場法（以下「新法」という。）第四条第五項の規定により変更されたときは、その変更された日）までの間は、新法第四条第一項の規定により定められた卸売市場の整備を図るための基本方針とみなす。

（中央卸売市場の業務規程に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に効力を有する旧法第八条の認可を受けて開設されている中央卸売市場（以下この条において「既設中央卸売市場」という。）を開設している地方公共団体は、新法の規定により必要となる業務規程の変更につき、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、新法第十一条第一項の規定による認可の申請をしなければならない。

2　既設中央卸売市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の認可の処分があつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の認可又は変更の認可の拒否の処分がなかつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可又は変更の認可の拒否の処分があつた日（当該変更の認可の処分があつた日後に当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日）までは、新法第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

（事業報告書の写しの備付け及び閲覧に関する経過措置）

第四条　新法第二十九条の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度（四月から九月まで及び十月から翌年三月までを事業年度とする卸売業者にあつては、平成十一年十月一日に始まる事業年度）に係る事業報告書から適用する。

（罰則についての経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後十年を経過し

た場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、卸売市場を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、卸売市場の健全な発展及び活性化を図る観点から、卸売市場に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における生鮮食料品等の生産、流通及び消費の状況その他の卸売市場をめぐる環境の変化にかんがみ、卸売市場の健全な発展及び活性化を図るため、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　卸売市場法の一部改正

(一)　中央卸売市場における売買取引について、公正かつ効率的でなければならない旨の原則を明示するほか、取引価格等の公表措置の充実を図るとともに、市場利用者の多様な要請に適切に対応するため、開設者が、市場及び品目ごとに、関係者の意見を聴いて定める方法によらなければならないものとすること。

(二)　開設者は、中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会を置くことができるものとし、その委員は、利害関係者等で構成すること。

(三)　中央卸売市場における決済は、業務規程で定める支払期日、支払方法等に従って行わなければならないものとすること。

(四)　自己の計算による卸売の禁止及び市場外にある物品の卸売の禁止に関する規制について、業務規程で定める一定の場合について、例外措置を講ずること。

(五)　卸売業者の財務に関し、自己の計算による取引と委託者の計算による取引との区分経理、事業報告書の写しの備付け及び閲覧並びに財産の状況の報告に関する規定を整備するとともに、卸売業者の許可を受けることができる者を法人に限定すること。

(六)　生鮮食料品等の流通の広域化に対処して、都道府県、一部事務組合等による現行開設者の地位の承継、これに伴う関係事業者の許可等に関する経過措置等について、規定を整備すること。

2　食品流通構造改善促進法の一部改正

卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化を図るため、農林漁業金融公庫からの資金貸付けの対象となる卸売市場機能高度化事業に、卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置を追加すること。

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一部の規定は平成十一年十月一日又は平成十二年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、最近における生鮮食料品等の生産、流通及び消費の状況その他の卸売市場をめぐる環境の変化に対処し、卸売市場の健全な発展及び活性化を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年七月十三日

農林水産委員長　穂積　良行

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年五月七日

参議院議長　斎藤　十朗

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　農林物資規格調査会（第三条―第六条）

第三章　日本農林規格の制定（第七条―第十三条）

第四章　日本農林規格による格付

第一節　格付（第十四条―第十五条の七）

第二節　登録格付機関（第十六条―第十七条の五）

第三節　登録認定機関（第十七条の六―第十七条の九）

第四節　格付の表示の保護（第十八条―第十九条の二）

第五節　外国における格付（第十九条の二の二―第十九条の六）

第六節　登録外国格付機関（第十九条の六の二・第十九条の六の三）

第七節　登録外国認定機関（第十九条の六の四）

第八節　格付の表示の付してある農林物資の輸入等（第十九条の七・第十九条の七の二）

第五章　品質表示等の適正化（第十九条の八―第十九条の十一）

第六章　雑則（第二十条―第二十三条）

第七章　罰則（第二十四条―第二十六条）

附則

第一章　総則

第二条第二項中「名称」の下に「及び原産地」を加え、同条第四項中「であつて、次に掲げるもの」を削り、同項各号を削り、同条第五項中「とは、第十六条第二項」を「、「登録認定機関」、「登録外国格付機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十六条第二項、第十七条の六第二項において準用する第十六条第二項、第十九条の六の二第二項において準用する第十六条第二項又は第十九条の六の四第二項において準用する第十六条第二項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章　農林物資規格調査会

第三条の前の見出しを削る。

第六条の次に次の章名を付する。

第三章　日本農林規格の制定

第七条第二項中「見通し」の下に「並びに国際的な規格の動向」を加え、同条第四項中「調査会の意見をきかなければ」を「あらかじめ調査会の議決を経なければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　農林水産大臣は、第十九条の八第一項に規定する飲食料品又は同条第三項に規定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めないものとする。ただし、同条第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

第八条第二項中「制定する」を「制定すべきものと認めるときは、同項の原案を調査会に付議するものとし、その制定の」に、「附して」を「付して」に改め、同条に次の一項を加える。

3　農林水産大臣は、前項の規定による通知をし

ようとするときは、あらかじめ調査会の意見を聴かなければならない。

第九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（日本農林規格の確認、改正及び廃止）」を付し、同条中「改正」を「確認、改正」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　農林水産大臣は、第七条（前条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに調査会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

第十条に次の一項を加える。

2　日本農林規格の確認は、これを公示してしなければならない。

第十二条ただし書中「同条第四項第二号又は第三号に掲げる」を削り、「同条第三項第二号」を「同号」に改める。

第十三条第四項中「その改正をしなければ」を「その改正について調査会の審議に付さなければ」に改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第四章　日本農林規格による格付

第一節　格付

第十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（都道府県等の行う格付）」を付し、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　第一項後段の規定により農林水産省の機関が行う格付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

4　第一項後段の規定により登録格付機関が行う格付を受けようとする者は、政令で定めるところにより当該登録格付機関が農林水産大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録格付機関に納付しなければならない。

第十五条に見出しとして「（製造業者等の行う格付）」を付し、同条第一項を次のように改める。

農林物資の製造又は加工（調整又は選別を含む。以下同じ。）を業とする者（以下「製造業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、その製造又は加工する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十六条第一項の規定による表示を除く。以下同じ。）を付することができる。

第十五条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の規定により」を「第三項の規定により」に、「前条第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　農林物資の生産業者その他の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「生産行程管理者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、ほ場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第二条第二項第二号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。

3　前二項の認定を受けた農林物資の製造業者又は生産行程管理者は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、当該認定に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付しておくことができる。

第十五条に次の三項を加える。

7　第一項又は第二項の規定により農林水産大臣が行う認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

8　第一項又は第二項の規定により登録認定機関が行う認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより当該登録認定機関が農林水産大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録認定機関に納付しなければならない。

9　前条第二項の規定は、第一項又は第二項の格付について準用する。

第十五条の二の見出し中「承認又は」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「前条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者又は生産行程管理者」を「認定製造業者又は認定生産行程管理者」に改め、同項第一号中「前条第二項又は第三項」を「第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一項若しくは第三項又は第十九条」に改め、同項第二号中「前条第四項」を「第十五条第六項」に改め、同項第五号中「前条第一項」を「第十五条第一項又は第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条を第十五条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

（小分け業者による格付の表示）

第十五条の六　農林物資の小分けを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、格付の表示（第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。以下この項及び第十九条の三の二において同じ。）の付してある当該認定に係る農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。同条において同じ。）について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2　第十五条第六項から第八項までの規定は前項の認定について、第十五条の二から前条までの規定は同項の認定を受けた農林物資の小分け業者（以下「認定小分け業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一項」とあるのは、「第十八条第一項」と読み替えるものとする。

（輸入業者による格付の表示）

第十五条の七　第十九条の十第一項に規定する指定農林物資（以下この条及び第十八条第一項第四号において「指定農林物資」という。）の輸入業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び指定農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、農林水産省令で定める事項が記載されている証明書又はその写しが添付されている当該認定に係る指定農林物資について、その輸入する当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2　前項の証明書は、外国（当該指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによつて発行されたものに限る。

3　農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく当該指定に係る外国の政府機関に準ずるものの名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

4　第十五条第六項から第八項までの規定は第一

項の認定について、第十五条の二から第十五条の五までの規定は同項の認定を受けた指定農林物資の輸入業者（以下「認定輸入業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一項」とあるのは、「第十八条第一項」と読み替えるものとする。

第十五条の次に次の三条を加える。

（承継）

第十五条の二　前条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者（以下「認定製造業者」という。）が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業の全部を譲渡したとき、又は同条第二項の認定を受けた農林物資の生産行程管理者（以下「認定生産行程管理者」という。）が当該認定に係る農林物資の格付の事業の全部を譲渡したときは、その事業の全部を譲り受けた者は、その認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継する。

2　認定製造業者又は認定生産行程管理者について相続又は合併があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継する。

3　前二項の規定により認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（事業の廃止の届出）

第十五条の三　認定製造業者が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業を廃止したとき、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る農林物資の格付の事業を廃止したときは、当該認定製造業者又は認定生産行程管理者は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（認定の失効）

第十五条の四　認定製造業者が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業を廃止したとき、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る農林物資の格付の事業を廃止したときは、当該認定製造業者に係る第十五条第一項の認定又は当該認定生産行程管理者に係る同条第二項の認定は、その効力を失う。

第十六条の前に次の節名を付する。

第二節　登録格付機関

第十六条の見出しを「（登録格付機関の登録）」に改め、同条第一項中「受けようとする者」の下に「（外国にある事業所により第十四条第一項の格付を行おうとする者を除く。）」を加え、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「、その格付に」を「並びにその格付に」に改め、「並びにその格付を行う区域」を削り、同項第二号中「、営利を目的としない法人であり、かつ」を削り、「有する者」を「有する法人」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　役員、法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員又は職員の構成が、格付の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十六条第二項に次の一号を加える。

四　格付に関する業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって格付が不公正になるおそれがないものであること。

第十六条第三項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「第十七条の二第一項又は第二項」を「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」に改め、同項第三号中「第十七条の二第一項又は第二項」を「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（登録の更新）

第十六条の二　登録格付機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前条第一項から第五項までの規定は、前項の更新について準用する。

3　農林水産大臣は、第一項の規定により登録格付機関の登録が効力を失ったときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

第十七条の四を削り、第十七条の三を第十七条の五とする。

第十七条の二の見出し中「登録」を「登録格付機関の登録」に改め、同条第四項中「第十五条の二第四項」を「第十五条の五第二項」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第十六条第一項第一号又は第二号」を「第十六条第二項各号」に改め、「要件」の下に「のいずれか」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「登録」を「第十六条第二項の登録」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第十七条の二第一項の認可を受けた格付業務規程によらないで日本農林規格による格付を行ったとき。

第十七条の二中第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

農林水産大臣は、登録格付機関が第十六条第三項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

第十七条の二を第十七条の四とし、第十七条の次に次の二条を加える。

（格付業務規程）

第十七条の二　登録格付機関は、日本農林規格による格付に関する業務に関する規程（以下「格付業務規程」という。）を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　格付業務規程で定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

3　農林水産大臣は、第一項の認可をした格付業務規程が格付の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その格付業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（帳簿の記載）

第十七条の三　登録格付機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、日本農林規格による格付に関する業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十八条の前に次の一節及び節名を加える。

第三節　登録認定機関

（登録認定機関の登録）

第十七条の六　登録認定機関の登録を受けようとする者（外国にある事業所により第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の六第一項、第十五条の七第一項、第十九条の三又は第十九条の二の二の認定（以下この節及び第二十条第一項において単に「認定」という。）を行おうとする者を除く。）は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2　第十六条第二項から第七項まで及び第十六条の二から第十七条の四までの規定は、登録認定機関について準用する。この場合において、第十六条第二項第一号中「農林物資の格付のために使用する機械器具その他の設備並びにその格付に従事する者の資格及び人員が、これらの事

項について」とあるのは「認定の業務に従事する者の資格及び人員並びに認定の業務の管理に関する事項が」と、同条第三項第二号及び第三号中「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の六第二項において準用する第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の四第二項において準用する第十九条の六の三第一項から第三項まで」と、同条第六項中「第四項第二号若しくは第四号」とあるのは「第四項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

（農林水産大臣に対する報告）

第十七条の七　登録認定機関は、認定を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

（秘密保持義務等）

第十七条の八　登録認定機関の役員若しくはその職員又はこれらの者であった者は、認定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2　認定の業務に従事する登録認定機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（日本農林規格登録認定機関という名称の使用の禁止）

第十七条の九　登録認定機関でない者は、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2　登録認定機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第四節　格付の表示の保護

第十八条第一項中「及び登録格付機関」を「、登録格付機関及び登録外国格付機関」に改め、同項第一号中「農林物資の製造業者が第十四条第三項又は第十五条第一項」を「認定製造業者が第十五条第一項又は第三項」に改め、同項第二号中「農林物資の生産行程管理者が第十四条第四項又は第十五条第一項」を「認定生産行程管理者が第十五条第二項又は第三項」に改め、同項第三号中「農林物資の小分け業者が前条第一項」を「認定小分け業者が第十五条の六第一項」に改め、同項第六号中「第十九条の三の二第一項」を「第十九条の三の二」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三項」を「第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第三項」を「第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　認定輸入業者が第十五条の七第一項の規定に基づき、その輸入に係る指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

第十八条第二項中「又は登録格付機関」を「、登録格付機関又は登録外国格付機関」に改め、「第十四条第一項」の下に「又は第十九条の二の二」を加える。

第十九条の二を次のように改める。

（改善命令等）

第十九条の二　農林水産大臣は、登録格付機関の行う第十四条第一項の規定による格付（格付の表示を含む。）、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者の行う第十五条第一項若しくは第二項の規定による格付（認定製造業者又は認定生産行程管理者の行う同条第一項から第三項までの規定による格付の表示を含む。）、認定小分け業者の行う第十五条の六第一項の規定による格付の表示又は認定輸入業者の行う第十五条の七第一項の規定による格付の表示が適当でないと認めるときは、当該登録格付機関、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

第十九条の二の次に次の節名及び一条を加える。

第五節　外国における格付

（登録外国格付機関の行う格付）

第十九条の二の二　登録外国格付機関は、外国において農林物資について日本農林規格による格付を行ったときは、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に、格付の表示を付することができる。

第十九条の三の前の見出しを削り、同条から第十九条の五までを次のように改める。

（外国製造業者等の行う格付）

第十九条の三　外国製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その製造又は加工する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2　外国生産行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にあるほ場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。

（外国小分け業者による格付の表示）

第十九条の三の二　外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付の表示の付してある当該認定に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

（格付の表示の禁止）

第十九条の四　登録外国格付機関、第十九条の三第一項の認定を受けた外国製造業者（以下「認定外国製造業者」という。）、同条第二項の認定を受けた外国生産行程管理者（以下「認定外国生産行程管理者」という。）又は前条の認定を受けた外国小分け業者（以下「認定外国小分け業者」という。）は、第十八条第一項第五号から第七号までに掲げる場合を除き、本邦に輸出される農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（準用）

第十九条の五　第十四条第二項及び第四項の規定は、第十九条の二の二の格付について準用する。

2　第十四条第二項及び第十五条第三項から第五項までの規定は、認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第十九条の二」と読み替えるものとする。

3　第十五条第六項から第八項までの規定は、第十九条の三又は第十九条の三の二の認定について準用する。この場合において、同項中「登録認定機関」とあるのは、「登録認定機関又は登録外国認定機関」と読み替えるものとする。

4　第十五条の二から第十五条の四まで、第十九条及び第十九条の二の規定は、認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者について準用する。この場合において、第十九条中「再び農林物資」とあるのは「再び、

本邦に輸出される農林物資」と、第十九条の二中「認定製造業者若しくは認定生産行程管理者の行う第十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「認定外国製造業者若しくは認定外国生産行程管理者の行う第十九条の三」と、「認定製造業者又は認定生産行程管理者の行う同条第一項から第三項まで」とあるのは「認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者の行う同条又は第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」と、「認定小分け業者の行う第十五条の六第一項」とあるのは「認定外国小分け業者の行う第十九条の三の二」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

第十九条の五の次に次の一条を加える。

（外国製造業者等の公示）

第十九条の五の二　農林水産大臣は、第十九条の三若しくは第十九条の三の二の認定をしたとき、前条第四項において準用する第十五条の二第三項若しくは第十五条の三の届出があつたとき又は第十九条の六の四第二項において準用する第十七条の七の規定により報告を受けたときは、遅滞なく、当該認定、届出又は報告に係る外国製造業者、外国生産行程管理者又は外国小分け業者の氏名又は名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

第十九条の六の見出し中「承認又は」を削り、同条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「第十九条の三第三項」を「第十九条の三又は第十九条の三の二」に改め、同項第七号中「又は認定外国生産行程管理者」を「、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者」に、「第五項」を「次項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「又は認定外国生産行程管理者」を「、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者」に、「第十九条の三第三項」を「第十九条の三又は第十九条の三の二」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「又は認定外国生産行程管理者」を「、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者」に、「事務所」を「ほ場、店舗、事務所、事業所」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「又は認定外国生産行程管理者」を「、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者」に改め、「格付」の下に「（格付の表示を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「又は認定外国生産行程管理者が前条」を「、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十九条の五第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は認定外国生産行程管理者が前条において準用する第十五条第四項」を「、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十九条の五第三項において準用する第十五条第六項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十九条の五第四項において準用する第十五条の二第三項又は第十五条の三の規定による届出をしなかつたとき。

第十九条の六第二項第一号中「前条において準用する第十五条第二項又は第三項」を「第十九条の五第二項において準用する第十五条第四項又は第五項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者が第十八条第一項若しくは第三項、第十九条（第十九条の五第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条の四の規定に違反したとき。

第十九条の六中第二項を第一項とし、第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項第四号、第二項第五号及び前項第四号」を「前項第七号」に、「外国製造業者、外国生産行程管理者又は外国小分け業者」を「認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「若しくは第四項の規定による承認の取消し又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第十五条の二第四項及び第五項」を「第十五条の五第二項及び第三項」に改め、「、第二項又は第四項」を削り、同項を同条第四項とし、同条の次に次の二節及び節名を加える。

第六節　登録外国格付機関

（登録外国格付機関の登録）

第十九条の六の二　登録外国格付機関の登録を受けようとする者（外国（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。第十九条の六の四第一項において同じ。）にある事業所により第十九条の二の二の規定による格付を行おうとする者に限る。）は、農林水産省令で定める手続に従い、農林物資の種類ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2　第十六条第二項から第七項まで、第十六条の二から第十七条の三まで及び第十九条の二の規定は、登録外国格付機関について準用する。この場合において、第十七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十九条の二中「登録格付機関の行う第十四条第一項」とあるのは「登録外国格付機関の行う第十九条の二の二」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

（登録外国格付機関の登録の取消し等）

第十九条の六の三　農林水産大臣は、登録外国格付機関が前条第二項において準用する第十六条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2　農林水産大臣は、登録外国格付機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて日本農林規格によつて行う格付の停止を請求することができる。

一　前条第二項において準用する第十六条第二項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

二　前条第二項において準用する第十七条の二第一項の認可を受けた格付業務規程によらないで日本農林規格による格付を行つたとき。

三　農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、登録外国格付機関に対しその格付に関する業務に関し必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四　農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に登録外国格付機関の事務所、事業所又は倉庫において格付に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五　不正な手段により前条第二項において準用する第十六条第二項の登録を受けたとき。

六　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく請求に応じなかつたとき。

七　第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3　農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国格付機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る農林物資の格付に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその格付に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4　第二項第四号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける登録外国格付機関の負担とする。

5　農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

6　第十五条の五第二項の規定は、第一項から第三項までの規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

第七節　登録外国認定機関

第十九条の六の四　登録外国認定機関の登録を受けようとする者（外国にある事業所により第十九条の三又は第十九条の二の認定（以下この節において単に「認定」という。）を行おうとする者に限る。）は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2　第十六条第二項から第七項まで、第十六条の二から第十七条の三まで、第十七条の七及び前条の規定は、登録外国認定機関について準用する。この場合において、第十六条第二項第一号中「農林物資の格付のために使用する機械器具その他の設備並びにその格付に従事する者の資格及び人員が、これらの事項について」とあるのは「認定の業務に従事する者の資格及び人員並びに認定の業務の管理に関する事項が」と、同条第三項第二号及び第三号中「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の六第二項において準用する第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の四第二項において準用する第十九条の六の三第一項から第三項まで」と、同条第六項中「第四項第二号若しくは第四号」とあるのは「第十九条の六の四第二項において準用する第十六条第四項第二号から第四号まで」と、第十七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

第八節　格付の表示の付してある農林物資の輸入等

第十九条の七中「輸入を業とする者」を「輸入業者」に改め、「を含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条第三号中「第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国小分け業者」を「認定外国小分け業者」に、「同項の承認」を「その認定」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十九条の三第二項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国生産行程管理者」を「認定外国生産行程管理者」に、「同条第二項の承認又は同条第三項の」を「その」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十九条の三第一項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国製造業者」を「認定外国製造業者」に、「同条第一項の承認又は同条第三項の」を「その」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該表示が登録外国格付機関によりその登録に係る農林物資に付されたものである場合

第十九条の七の二中「同条第四項第二号又は第三号に掲げる」を削り、同条の次に次の章名を付する。

第五章　品質表示等の適正化

第十九条の八第四項中「の規定は第一項第二号に掲げる農林物資に係る同項の場合について、同条第四項」を削り、「第一項の場合」を「第一項から第三項までの場合」に、「第十三条第二項」を「同条第二項」に、「第一項の規定」を「第一項から第三項までの規定」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第四項中「その改正について調査会の審議に付さなければ」とあるのは、「その改正をしなければ」と読み替えるものとする。

第十九条の八第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ調査会の意見を聴かなければならない。

第十九条の八第二項を削り、同条第一項中「次に掲げる農林物資」を「飲食料品以外の農林物資（生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

一　名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二　表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者又は販売業者が遵守すべき事項

2　農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めることができる。

第十九条の九第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

第十九条の九に次の一項を加える。

4　農林水産大臣は、第一項又は第二項の指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかった旨公表された後において、なお正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条の九の次に次の二条及び章名を加える。

（指定農林物資に係る名称の表示）

第十九条の十　何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であって、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの（以下「指定農林物資」という。）については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2　何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3　農林物資の輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の表示が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されておらず、かつ、当該日本農林規格において定め

る名称の表示又はこれと紛らわしい表示が付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列してはならない。

（名称の表示の除去命令等）

第十九条の十一　農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

第六章　雑則

第二十条第一項中「若しくは登録格付機関」を「、登録格付機関若しくは登録認定機関」に改め、「格付」の下に「若しくは認定」を、「職員に、登録格付機関」の下に「若しくは登録認定機関」を加え、同条第二項中「第十四条第三項若しくは第四項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行い、若しくは格付の表示を付する製造業者若しくは生産行程管理者、第十七条の四第一項の規定に基づき格付の表示を付する小分け業者若しくは第十九条の八第一項」を「認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第十九条の八第一項から第三項まで」に改め、「若しくは販売業者」の下に「若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者」を加え、「若しくは品質に関する表示」を「、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示」に、「店舗、事務所」を「ほ場、店舗、事務所、事業所」に改め、同条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に改める。

第二十一条第一項第二号中「表示」の下に「又は指定農林物質に係る名称の表示」を加え、同条第二項中「第十九条の五」を「第十九条の五第四項に、「、第十九条の八及び第十九条の九」を「及び第十九条の八から第十九条の十一まで」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（登録認定機関の処分等についての審査請求）

第二十一条の二　この法律の規定による登録認定機関の処分又は不作為について不服がある者は、農林水産大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第二十三条の次に次の章名を付する。

第七章　罰則

第二十四条の前の見出しを削り、同条第二号中「第十五条第二項又は第三項」を「第十五条第四項又は第五項」に改め、同条第五号中「第十九条の五」を「第十九条の五第二項」に、「第十五条第二項又は第三項」を「第十五条第四項又は第五項」に改める。

第二十四条の二中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

第二十四条の二の二　第十七条の八第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条の三第一号中「第十七条の三第一項」を「第十七条の五第一項又は第十七条の九第一項」に改め、同条中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二　第十九条の二の規定による格付の表示の除去又は抹消の命令に違反した者

三　第十九条の九第四項の規定による命令に違反した者

四　第十九条の十一の規定による処分に違反した者

第二十四条の四中「登録格付機関」の下に「又は登録認定機関」を加え、同条第一号中「第十六条第六項」の下に「（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第十七条の三第二項」を「第十七条の五第二項又は第十七条の九第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　第十七条の三（第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第二十五条第一項中「前四条」を「第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の三又は第二十四条の四」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二十六条　第十五条の二第三項又は第十五条の三（これらの規定を第十五条の六第二項又は第十五条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

（日本農林規格に関する規定の施行前の準備）

第二条　農林水産大臣は、日本農林規格を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、この法律による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第二条第四項、第七条から第九条まで、第十条第一項及び第十三条の規定の例によるものとする。

2　前項の規定により制定され、又は改正された日本農林規格は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第七条第一項の規定により制定され、又は新法第九条において準用する新法第七条第一項の規定により改正されたものとみなす。

（日本農林規格に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第七条の規定により制定されている日本農林規格は、施行日において新法第九条において準用する新法第七条の規定により確認されたものとみなす。

（農林物資の製造業者等に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に旧法第十四条第三項又は第四項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている農林物資の製造業者又は生産行程管理者（新法第十五条第一項又は第二項の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。）については、施行日から三年を経過する日までの間は、旧法第十四条第三項及び第四項、第十五条、第十五条の二、第十九条の二並びに第二十条第二項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　この法律の施行の際現に旧法第十七条の四第一項の規定に基づき格付の表示を付することができる農林物資の小分け業者（新法第十五条の六第一項の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。）については、施行日から一年を経過する日までの間は、旧法第十七条の四、第十九条の二及び第二十条第二項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　この法律の施行の際現に旧法第十九条の三第一項又は第二項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている外国製造業者又は外国生産行程管理者（新法第十九条の三の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。）については、施行日から三年を経過する日までの間は、旧法第十九条の三第一項から第三項まで及び第十九条の四から第十九条の六まで（これら

の規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　この法律の施行の際現に旧法第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国小分け業者（新法第十九条の三の二の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。）については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法第十九条の三の二第一項及び第十九条の四から第十九条の六まで（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　第一項の農林物資の製造業者及び生産行程管理者、第二項の農林物資の小分け業者、第三項の外国製造業者及び外国生産行程管理者並びに前項の外国小分け業者に対する新法第十八条第一項ただし書の規定の適用については、同項第一号中「認定製造業者が第十五条第一項又は第三項」とあるのは「農林物資の製造業者が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第三項又は第十五条第一項」と、同項第二号中「認定生産行程管理者が第十五条第一項又は第三項」とあるのは「農林物資の生産行程管理者が改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十四条第四項又は第十五条第一項」と、同項第三号中「認定小分け業者が第十五条の六第一項」とあるのは「農林物資の小分け業者が改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十七条の四第一項」と、同項第五号中「第十九条の三第一項又は第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項」とあるのは「改正法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三第二項又は第三項」と、同項第七号中「第十九条の三の二」とあるのは「改正法附則第四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三の二第一項」とする。

6　第三項の外国製造業者及び外国生産行程管理者並びに第四項の外国小分け業者に対する新法第十九条の七ただし書の規定の適用については、同条第二号中「認定外国製造業者によりその」とあるのは「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号。以下「改正法」という。）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第十九条の三第一項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第三項の」と、同条第三号中「認定外国生産行程管理者によりその」とあるのは「改正法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三第二項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国生産行程管理者により同条第二項の承認又は同条第三項の」と、同条第四号中「認定外国小分け業者によりその認定」とあるのは「改正法附則第四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国小分け業者により同項の承認」とする。

（登録格付機関に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に旧法第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人は、新法第十六条第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けた登録格付機関とみなす。

2　前項の規定により登録格付機関とみなされた法人は、施行日から三月以内に、新法第十四条第四項及び第十七条の二第一項の認可の申請をしなければならない。

3　前項の法人は、施行日から同項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の条件で新法第十四条第一項の格付を行うことができる。

4　第一項の規定により登録格付機関とみなされた法人についての登録の取消し及び日本農林規格により行う格付の停止の命令については、新法第十七条の四第一項から第三項までの規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（品質に関する表示の基準に関する規定の施行前の準備）

第六条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第十九条の八第一項に規定する飲食料品について、同項並びに同条第二項及び第四項から第六項までの規定の例により、その品質に関する表示の基準を定め、これを告示することができる。

2　前項の規定により定められた品質に関する表示の基準は、施行日において新法第十九条の八第一項又は第二項の規定により定められたものとみなす。

3　施行日において新法第十九条の八第一項に規定する飲食料品の品質に関する表示の基準が施行されていない場合には、当該基準が施行されるまでの間は、旧法第十九条の八第一項の規定によりこの法律の施行の際現に定められている品質に関する表示の基準で当該飲食料品に係るものは、なおその効力を有する。

4　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる品質に関する表示の基準を守らない製造業者又は販売業者に対する処分については、なお従前の例による。

（品質に関する表示の基準に関する経過措置）

第七条　新法第十九条の八第三項に規定する農林物資についてこの法律の施行の際現に旧法第十九条の八第一項の規定により定められている基準は、新法第十九条の八第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準とみなす。

第八条　新法第十九条の九第四項の規定は、この法律の施行後にした行為について適用し、この法律の施行前にした行為については、なお従前の例による。

（その他の処分、手続等に関する経過措置）

第九条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における農林物資の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、農林物資の規格及び表示に関する制度の見直しを図るものであ

り、その主な内容は次のとおりである。

1　品質の表示に関する制度の充実強化

一般消費者の選択に資するため、飲食料品についての横断的な表示の基準を定め、生鮮食料品については原産地、加工食品については原材料等の表示の基準を定めること。

2　有機農産物など生産の方法に特色のある農林物資の表示の適正化

登録認定機関等の認定を受けた生産者が生産するもののみに「有機」などその名称の表示が付されることとなるよう措置すること。

3　日本農林規格及びその格付に関する制度の改善

㈠　日本農林規格の制定に当たっては、国際規格の動向を考慮し、農林物資規格調査会の議決を経なければならないこととするとともに、少なくとも五年ごとに既存の規格を見直すこと。

㈡　認定を受けた製造業者等が自ら格付して格付の表示を付することができる仕組みを導入すること。

㈢　登録格付機関の格付業務等について、営利法人、外国法人が行うことができるよう措置すること。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、最近における農林物資の生産、流通及び消費の状況に対処し、食品の表示に関する制度の充実強化及び農林物資規格制度の見直しを図るための措置等として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から、日本農林規格を制定する際に国際的な規格の動向を考慮するものとする改正規定を削除すること等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年七月十三日

農林水産委員長　穂積　良行

衆議院議長　伊藤宗一郎殿

（別紙）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、消費者の合理的な商品選択等に万全を期すべきである。

記

一　有機農業の今後の展開方向を明確にするとともに、有機農業への取組みを助長するための振興方策を講じること。

二　有機食品の検査認証・表示制度については、農業従事者等の意向を十分尊重し、これまで「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」等を踏まえ有機農業に取り組んできた生産者の努力が評価され、本制度に円滑に移行できるよう配慮するとともに、関係者に対する啓発を図るなどその趣旨を周知徹底させること。

また、本制度の運用に際しては、有機農産物生産農家の実態を考慮したきめ細かな配慮を行うこと。

三　有機食品の第三者認証機関については、格付認定の公平性を確保するため、認定基準を明確に定めるとともに、消費者の信頼を得るため生産行程のチェック体制を整備すること。

四　減農薬栽培、減化学肥料栽培等の特別栽培農産物については、生産・流通実態及び「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の普及状況等を踏まえ、基準の内容、検査・認証の必要性及び仕組みを検討すること。

五　国民の要請に応え、遺伝子組換え食品の表示制度を早急に整備すること。

六　加工食品の原料原産地の表示について、品目の特性に応じた検討を進め、表示の実現可能性及び信頼性に留意しつつ、消費者の視点に立った表示ルールの確立を図ること。

また、加工食品の表示の充実に当たっては、消費者及び業界関係者の意見を十分聴くなど、品目毎の製造・流通の実態等に十分配慮すること。

右決議する。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十一年七月十五日

提出者

議院運営委員長　中川　秀直

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

（国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）

第一条　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部防衛施設庁図書館の項を削る。

第二条　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

国立国会図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
国立国会図書館支部人事院図書館	人事院
国立国会図書館支部内閣法制局図書館	内閣法制局
国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府
国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁
国立国会図書館支部警察庁図書館	警察庁
国立国会図書館支部防衛庁図書館	防衛庁
国立国会図書館支部総務省図書館	総務省
国立国会図書館支部総務省統計図書館	総務省
国立国会図書館支部日本学術会議図書館	総務省
国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	公正取引委員会
国立国会図書館支部郵政事業庁図書館	郵政事業庁
国立国会図書館支部法務図書館	法務省

国立国会図書館支部外務省図書館	外務省
国立国会図書館支部財務省図書館	財務省
国立国会図書館支部文部科学省図書館	文部科学省
国立国会図書館支部厚生労働省図書館	厚生労働省
国立国会図書館支部農林水産省図書館	農林水産省
国立国会図書館支部林野庁図書館	林野庁
国立国会図書館支部経済産業省図書館	経済産業省
国立国会図書館支部特許庁図書館	特許庁
国立国会図書館支部国土交通省図書館	国土交通省
国立国会図書館支部気象庁図書館	気象庁
国立国会図書館支部海上保安庁図書館	海上保安庁
国立国会図書館支部環境省図書館	環境省

附　則

1　この法律中第一条及び次項の規定は平成十二年四月一日から、第二条の規定は内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第　号）の施行の日から施行する。

2　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び国立国会図書館支部防衛施設庁図書館」を削る。

理　由

国立国会図書館支部防衛施設庁図書館を国立国会図書館支部防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法等の制定等に伴い、行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の再編成を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十一年七月十五日

提出者

議院運営委員長　中川　秀直

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

（国会職員法の一部改正）

第一条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四を次のように改める。

第十五条の四　各本属長は、第十五条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める者（以下「定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、各本属長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

第十五条の五　各本属長は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。以下同じ。）に採用することができる。

前項の規定により採用された国会職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第十五条の二の規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第十六条中「掌る」を「つかさどる」に、「条件附」を「条件付」に改め、「非常勤の職員」の下に「（短時間勤務の職を占める国会職員を除く。）」を加える。

第二十八条中「掌る」を「つかさどる」に、「左の事由があつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第一号及び第二号中「とき」を「とき。」に改め、同条に次の一項を加える。

国会職員が、各本属長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものに使用される者（以下「国会職員以外の国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として国会職員として採用された場合（一の国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の国会職員以外の国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として国会議員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く国会職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下「先の退職」という。）、国会職員以外の国家公務員等としての在職及び国会職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く国会職員としての在職期間を含む。以下「要請に応じた退職前の在職期間」という。）のうち前項の国会職員としての在職期間中に同項各号のいずれかに該当したときは、当該国会職員（同項の国会職員であるものに限る。）は、懲戒の処分を受ける。

国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となった日までの引き続く国会職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）のうち前項の国会職員としての在職期間又は第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第二条　国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「要しない国会職員」の下に「（国会職員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員を除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中国会職員法第二十八条の改正規定（同条第二項後段に係る部分を除く。）及び附則第四条第一項の規定については、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（旧法再任用職員に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である国会職員に係る任用（任期の更新を除く。）及び退職手当については、なお従前の例による。

（任期の末日に関する特例）

第三条　次の表の上欄に掲げる期間における第一条の規定による改正後の国会職員法（以下「新国会職員法」という。）第十五条の四第三項（新国会職員法第十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新国会職員法第十五条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

（懲戒処分に関する経過措置）

第四条　新国会職員法第二十八条第二項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一条ただし書に規定する日以後である国会職員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある国会職員については、当該先の退職の前の国会職員としての在職期間は、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2　新国会職員法第二十八条第二項後段の規定は、同項後段の定年退職者等となった日が施行日以後である国会職員について適用する。この場合において、附則第一条ただし書に規定する日前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある国会職員については、同日前のこれらの退職の前の国会職員としての在職期間は、同項後段の定年退職者等となった日までの引き続く国会職員としての在職期間には含まれないものとする。

理　由

高齢社会に対応するため、国会職員の定年退職者等の再任用制度について、六十五歳までの在職を可能とし、及び短時間勤務の制度を設け、その育児休業に係る部分休業に関する規定を整備するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した国会職員が再び国会職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一二五円（本体一一〇円）